

令和元年第3回千葉市議会定例会議案

議案第117号乃至第164号

令和元年9月



令和元年第3回千葉市議会定例会議案件名

議案 番号	議 案 件 名	頁
117	令和元年度千葉市一般会計補正予算(第3号)	別冊
118	令和元年度千葉市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)	別冊
119	令和元年度千葉市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)	別冊
120	令和元年度千葉市競輪事業特別会計補正予算(第1号)	別冊
121	令和元年度千葉市動物公園事業特別会計補正予算(第1号)	別冊
122	地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	1
123	災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について	4
124	千葉市国民健康保険財政調整基金条例の制定について	5
125	千葉市中心身障害者扶養共済条例の一部改正について	7
126	千葉市印鑑条例の一部改正について	8
127	千葉市競輪事業施設整備基金条例の制定について	10
128	千葉市子ども・子育て支援法の一部を改正する法律附則第4条第2項の規定に基づく施設等利用費の支給の対象となる認可外保育施設の範囲の限定に関する条例の制定について	12
129	子どもの医療費の助成に関する条例の一部改正について	22
130	千葉市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について	23
131	千葉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	28
132	千葉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について	30
133	千葉市保育所及び千葉市認定こども園使用料条例の一部改正について	42
134	千葉市職員の特殊勤務手当支給条例の一部改正について	43
135	千葉市職員の配偶者同行休業に関する条例等の一部改正について	45
136	千葉市立小学校設置条例の一部改正について	48
137	日本スポーツ振興センター共済掛金徴収条例の一部改正について	50
138	千葉市生産緑地地区の区域の規模に関する条例の制定について	51
139	千葉市建築関係手数料条例の一部改正について	52
140	千葉市都市公園条例の一部改正について	54

議案 番号	議 案 件 名	頁
141	千葉県道路の構造に関する技術的基準を定める条例の一部改正について	56
142	住居表示の実施について	58
143	町の区域及び名称の変更について	61
144	工事請負契約について(千葉市中央図書館・生涯学習センター空調熱源改修工事)	65
145	市道路線の認定及び廃止について	66
146	平成30年度千葉市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	87
147	決算の認定について(平成30年度千葉市一般会計歳入歳出決算)	88
148	決算の認定について(平成30年度千葉市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算)	89
149	決算の認定について(平成30年度千葉市介護保険事業特別会計歳入歳出決算)	90
150	決算の認定について(平成30年度千葉市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算)	91
151	決算の認定について(平成30年度千葉市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計歳入歳出決算)	92
152	決算の認定について(平成30年度千葉市霊園事業特別会計歳入歳出決算)	93
153	決算の認定について(平成30年度千葉市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算)	94
154	決算の認定について(平成30年度千葉市競輪事業特別会計歳入歳出決算)	95
155	決算の認定について(平成30年度千葉市地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算)	96
156	決算の認定について(平成30年度千葉市都市計画土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算)	97
157	決算の認定について(平成30年度千葉市市街地再開発事業特別会計歳入歳出決算)	98
158	決算の認定について(平成30年度千葉市動物公園事業特別会計歳入歳出決算)	99
159	決算の認定について(平成30年度千葉市公共用地取得事業特別会計歳入歳出決算)	100
160	決算の認定について(平成30年度千葉市学校給食事業特別会計歳入歳出決算)	101
161	決算の認定について(平成30年度千葉市公債管理特別会計歳入歳出決算)	102
162	決算の認定について(平成30年度千葉市病院事業会計決算)	103

議案 番号	議 案 件 名	頁
163	決算の認定について(平成30年度千葉市下水道事業会計決算)	104
164	決算の認定について(平成30年度千葉市水道事業会計決算)	105

議案第 1 2 2 号

地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例を次のとおり制定するものとする。

令和元年 9 月 6 日提出

千葉市長 熊 谷 俊 人

千葉市条例第 号

地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例
(職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正)

第 1 条 職員の分限に関する手続及び効果に関する条例 (昭和 2 6 年千葉市条例第 4 3 号) の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項中「第 1 6 条第 2 号」を「第 1 6 条第 1 号」に改める。
(千葉市職員退職手当支給条例の一部改正)

第 2 条 千葉市職員退職手当支給条例 (昭和 2 4 年千葉市条例第 5 号) の一部を次のように改正する。

第 1 0 条第 1 項第 2 号中「(同法第 1 6 条第 1 号に該当する場合を除く。)」を削る。

(千葉市職員の給与に関する条例の一部改正)

第 3 条 千葉市職員の給与に関する条例 (昭和 2 6 年千葉市条例第 3 6 号) の一部を次のように改正する。

第 2 0 条第 1 項中「、若しくは地方公務員法第 1 6 条第 1 号に該当して同法第 2 8 条第 4 項の規定により失職し」を削る。

第 2 0 条の 2 第 2 号中「(同法第 1 6 条第 1 号に該当して失職した職員を除く。)」を削る。

第 2 0 条の 4 第 1 項及び第 2 0 条の 7 第 6 項中「、若しくは地方公務員法第 1 6 条第 1 号に該当して同法第 2 8 条第 4 項の規定により失職し」を削る。

(千葉市職員の旅費等に関する条例の一部改正)

第 4 条 千葉市職員の旅費等に関する条例 (平成 2 年千葉市条例第 3 1 号) の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第3項中「第16条第2号から第5号まで」を「第16条第1号から第4号まで」に改める。

(千葉市会計年度任用職員の給与その他の給付に関する条例の一部改正)

第5条 千葉市会計年度任用職員の給与その他の給付に関する条例(令和元年千葉市条例第30号)の一部を次のように改正する。

第20条第1項中「、若しくは法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し」を削る。

第21条第2号中「(法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。)」を削る。

(千葉市消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正)

第6条 千葉市消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例(昭和40年千葉市条例第31号)の一部を次のように改正する。

第4条中第1号を削り、第2号を第1号とし、同条第3号中「免職」を「懲戒免職」に改め、同号を同条第2号とする。

第5条第2項第1号中「前条第3号を除く各号のいずれか」を「前条第1号」に改める。

(千葉市病院局の職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第7条 千葉市病院局の職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成23年千葉市条例第7号)の一部を次のように改正する。

第18条及び第19条中「、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し」を削る。

第22条第2項第2号中「(同法第16条第1号に該当する場合を除く。)」を削る。

(千葉市水道局の職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第8条 千葉市水道局の職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和50年千葉市条例第5号)の一部を次のように改正する。

第14条及び第15条中「、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し」を削る。

第16条第2項第2号中「(同法第16条第1号に該当する場合を

除く。）」を削る。

附 則

この条例は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号）附則第1条第2号に定める日から施行する。ただし、第4条中千葉市職員の旅費等に関する条例第3条第2項の改正規定及び第6条中千葉市消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例第4条第3号の改正規定（「免職」を「懲戒免職」に改める部分に限る。）は公布の日から、第5条中千葉市会計年度任用職員の給与その他の給付に関する条例第20条第1項及び第21条第2号の改正規定は、令和2年4月1日から施行する。

~~~~~

#### 議 案 説 明

成年被後見人及び被保佐人が職員の欠格条項の対象から除外されたことに伴い、所要の改正を行うため、条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第 1 2 3 号

災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について

災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり  
制定するものとする。

令和元年 9 月 6 日提出

千葉市長 熊 谷 俊 人

千葉市条例第 号

災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和 4 9 年千葉市条例第 4 6 号）  
の一部を次のように改正する。

第 1 5 条第 2 項を次のように改める。

- 2 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金について  
は、法第 1 3 条、第 1 4 条第 1 項及び第 1 6 条並びに令第 8 条、第  
9 条及び第 1 2 条の規定によるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

~~~~~

議 案 説 明

災害弔慰金の支給等に関する法律等の一部改正に伴い、規定の整備
を図るため、条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第124号

千葉市国民健康保険財政調整基金条例の制定について

千葉市国民健康保険財政調整基金条例を次のとおり制定するものとする。

令和元年9月6日提出

千葉市長 熊谷俊人

千葉市条例第 号

千葉市国民健康保険財政調整基金条例

(設置)

第1条 本市は、国民健康保険の健全な財政運営に資するため、千葉市国民健康保険財政調整基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる金額は、予算で定めるところによる。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を各会計の歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、本市が行う国民健康保険事業に必要な経費の財源に充てる場合に限り、予算の定めるところにより、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、

市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



議 案 説 明

国民健康保険財政調整基金を設置するため、条例を制定しようとするものであります。

議案第125号

千葉市中心身障害者扶養共済条例の一部改正について

千葉市中心身障害者扶養共済条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和元年9月6日提出

千葉市長 熊谷俊人

千葉市条例第 号

千葉市中心身障害者扶養共済条例の一部を改正する条例

千葉市中心身障害者扶養共済条例（平成3年千葉市条例第52号）の一部を次のように改正する。

第11条第3項を次のように改める。

- 3 精神の機能の障害により年金の受領及び管理を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者は、年金管理者となることができない。

附 則

この条例は、令和元年12月14日から施行する。

~~~~~

議案説明

年金管理者に係る成年被後見人等の欠格条項を改めるため、条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第126号

千葉市印鑑条例の一部改正について

千葉市印鑑条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和元年9月6日提出

千葉市長 熊谷俊人

千葉市条例第 号

千葉市印鑑条例の一部を改正する条例

千葉市印鑑条例（昭和54年千葉市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「本市の」を「本市が備える」に改める。

第3条第2項第1号中「、名」の次に「、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号。以下「令」という。）第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。）」を加え、「住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の26第1項」を「令第30条の16第1項」に改め、「又は氏名」の次に「、旧氏」を加え、同項第2号中「氏名」の次に「、旧氏」を加え、同条第3項中「記録」を「記載が」に改める。

第5条第3項第1号中「若しくは」を「又は」に改める。

第6条第1項第3号を次のように改める。

（3）氏名（氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記載（法第6条第3項の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもって調製する住民票にあっては、記録。以下同じ。）がされている場合にあっては氏名及び当該旧氏、外国人住民に係る住民票に通称の記載がされている場合にあっては氏名及び当該通称）

第6条第1項第7号中「記録」を「記載が」に改め、同条第2項中「磁気テープ」を「磁気ディスク」に改める。

第12条第1項第4号中「、氏」の次に「（氏に変更があった者にあつては、住民票に記載がされている旧氏を含む。）」を加える。

第14条第2項中「磁気テープ」を「磁気ディスク」に改める。

## 附 則

この条例は、令和元年11月5日から施行する。ただし、第5条第3項第1号の改正規定は、公布の日から施行する。

~~~~~

議 案 説 明

住民基本台帳法施行令等の一部改正に伴い、登録印鑑に旧氏を使用することを可能とするほか、所要の改正を行うため、条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第127号

千葉市競輪事業施設整備基金条例の制定について
千葉市競輪事業施設整備基金条例を次のとおり制定するものとする。
令和元年9月6日提出

千葉市長 熊谷俊人

千葉市条例第 号

千葉市競輪事業施設整備基金条例

(設置)

第1条 本市は、競輪事業に必要な施設の整備のため、千葉市競輪事業施設整備基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる金額は、予算で定めるところによる。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、競輪事業特別会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を各会計の歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、本市が行う第1条に規定する施設の整備に必要な経費の財源に充てる場合に限り、予算の定めるところにより、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 千葉県競輪事業基金条例（平成20年千葉県条例第20号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

千葉県競輪事業運営基金条例

第1条中「競輪場の施設の整備及び」を削り、「千葉県競輪事業基金」を「千葉県競輪事業運営基金」に改める。

第6条中「競輪場の施設の整備及び」を「本市が行う第1条に規定する」に改め、「必要な」の次に「経費の」を、「限り、」の次に「予算の定めるところにより、その全部又は一部を」を加える。

~~~~~

## 議 案 説 明

競輪事業施設整備基金を設置するため、条例を制定しようとするものであります。

## 議案第 128 号

千葉県子ども・子育て支援法の一部を改正する法律附則第 4 条第 2 項の規定に基づく施設等利用費の支給の対象となる認可外保育施設の範囲の限定に関する条例の制定について

千葉県子ども・子育て支援法の一部を改正する法律附則第 4 条第 2 項の規定に基づく施設等利用費の支給の対象となる認可外保育施設の範囲の限定に関する条例を次のとおり制定するものとする。

令和元年 9 月 6 日提出

千葉市長 熊谷俊人

## 千葉県条例第 号

千葉県子ども・子育て支援法の一部を改正する法律附則第 4 条第 2 項の規定に基づく施設等利用費の支給の対象となる認可外保育施設の範囲の限定に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律（令和元年法律第 7 号。以下「改正法」という。）附則第 4 条第 2 項の規定に基づき、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 30 条の 11 第 1 項の規定による施設等利用費の支給の対象となる改正法附則第 4 条第 1 項の規定により法第 7 条第 10 項第 4 号に掲げる施設とみなされる施設（次条において「認可外保育施設」という。）の範囲を限定することに関し必要な事項を定めるものとする。

(施設等利用費の支給の対象となる認可外保育施設の範囲の限定)

第 2 条 改正法の施行の日から起算して 5 年を経過する日までの間、認可外保育施設に係る法第 30 条の 11 第 1 項の規定による施設等利用費の支給は、同項に規定する特定子ども・子育て支援施設等である認可外保育施設のうち次条に規定する基準を満たすものが提供する同項に規定する特定子ども・子育て支援を受けたときに限り、行うものとする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。



(条例で定める基準)

第3条 改正法附則第4条第2項に規定する条例で定める基準は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。

(1) 法第7条第10項第4号に掲げる施設のうち、1日に保育する小学校就学前子どもの数が6人以上である施設 次に掲げる全ての事項を満たすものであること。

ア 保育に従事する者の数及び資格

(ア) 保育に従事する者の数が、満1歳未満の小学校就学前子どもおおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳に満たない小学校就学前子どもおおむね6人につき1人以上、満3歳以上満4歳に満たない小学校就学前子どもおおむね20人につき1人以上、満4歳以上の小学校就学前子どもおおむね30人につき1人以上であること。ただし、当該者の数は2人を下ることはできないこと。

(イ) 保育に従事する者のうち、その総数のおおむね3分の1以上は、保育士(国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号)第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある法第7条第10項第4号に掲げる施設又は同項第5号に掲げる事業を行う事業所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。以下同じ。)又は看護師(准看護師を含む。以下同じ。)の資格を有する者であること。

(ウ) 保育士でない者について、保育士、保母、保父その他これらに紛らわしい名称が用いられていないこと。

イ 保育室等の構造、設備及び面積

(ア) 小学校就学前子どもの保育を行う部屋(以下「保育室」という。)、調理室(給食を施設外で調理している場合、小学校就学前子どもが家庭からの弁当を持参している場合その他の場合にあつては、食品の加熱、保存、配膳等のために必要な調理機能を有する設備。以下同じ。)及び便所があること。

(イ) 保育室の面積は、小学校就学前子ども1人につきおおむね1.65平方メートル以上であること。

- (ウ) おおむね1歳未満の小学校就学前子どもの保育を行う場所は、おおむね1歳以上の小学校就学前子どもの保育を行う場所と区画され、かつ、安全性が確保されていること。
- (エ) 保育室は、採光及び換気が確保され、かつ、安全性が確保されていること。
- (オ) 便所用の手洗設備が設けられているとともに、便所は、保育室及び調理室と区画され、かつ、小学校就学前子どもが安全に使用できるものであること。
- (カ) 便器の数は、小学校就学前子どもおおむね20人につき1以上であること。

ウ 非常災害に対する措置

- (ア) 消火用具、非常口その他非常災害に際して必要な設備が設けられていること。
- (イ) 非常災害に対する具体的計画が立てられていること。
- (ウ) 非常災害に備えた定期的な訓練が実施されていること。
- (エ) 保育室を2階に設ける場合は、保育室その他の小学校就学前子どもが出入りし又は通行する場所に小学校就学前子どもの転落事故を防止する設備が設けられていること。なお、当該建物が次のa及びbのいずれも満たさないものである場合にあっては、(ア)及び(イ)に掲げる設備の設置及び訓練の実施を行うことに特に留意されていること。
  - a 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物（同号ロに該当するものを除く。）であること。
  - b 次の表の左欄の（a）及び（b）の別に、同表の右欄に掲げる設備（小学校就学前子どもの避難に適した構造のものに限る。）のいずれかが、1以上設けられていること。

|     |   |      |
|-----|---|------|
| (a) | 1 | 屋内階段 |
|     | 2 | 屋外階段 |

|     |   |                                                                     |
|-----|---|---------------------------------------------------------------------|
| (b) | 1 | 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項に規定する構造の屋内避難階段又は同条第3項に規定する構造の屋内特別避難階段 |
|     | 2 | 待避上有効なバルコニー                                                         |
|     | 3 | 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備                             |
|     | 4 | 屋外階段                                                                |

(オ) 保育室を3階以上に設ける場合は、次に掲げる事項を満たしていること。

- a 建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物であること。
- b 次の表の左欄に掲げる保育室の階の区分に応じ、同表の中欄の(a)及び(b)の別に、同表の右欄に掲げる設備（小学校就学前子どもの避難に適した構造のものに限る。）のいずれかが、1以上設けられていること。この場合において、当該設備は、いずれも避難上有効な位置に保育室の各部分から当該設備までの歩行距離が30メートル以内となるように設けられていること。

|    |     |                                                                                                |
|----|-----|------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 3階 | (a) | 1 建築基準法施行令第123条第1項に規定する構造の屋内避難階段又は同条第3項に規定する構造の屋内特別避難階段<br>2 屋外階段                              |
|    | (b) | 1 建築基準法施行令第123条第1項に規定する構造の屋内避難階段又は同条第3項に規定する構造の屋内特別避難階段<br>2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ず |

|      |     |                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|------|-----|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|      |     | る設備<br>3 屋外階段                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 4階以上 | (a) | 1 建築基準法施行令第123条第1項に規定する構造の屋内避難階段又は同条第3項に規定する構造の屋内特別避難階段<br>2 建築基準法施行令第123条第2項に規定する構造の屋外階段                                                                                                                                                                              |
|      | (b) | 1 建築基準法施行令第123条第1項に規定する構造の屋内避難階段（ただし、当該屋内避難階段の構造は、建築物の1階から保育室が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。）又は同条第3項に規定する構造の屋内特別避難階段<br>2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路<br>3 建築基準法施行令第123条第2項に規定する構造の屋外階段 |

- c 調理室と調理室以外の部分とが建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備によって区画されており、また、換気、暖房又は冷房の設備の風道の当該床若しくは壁を貫通する部分がある場合には、当該部分又はこれに近接する部分に防火上有効なダンパー（煙の排出量及び空気の流量を調節するための装置をいう。）が設けられているこ

と。ただし、次のいずれかに該当する場合には、この限りでない。

- (a) 調理室にスプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。
- (b) 調理室に調理器具の種類に応じた有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。
- d 壁及び天井の室内に面する部分の仕上げが不燃材料でなされていること。
- e 保育室その他小学校就学前子どもが出入りし又は通行する場所に小学校就学前子どもの転落事故を防止する設備が設けられていること。
- f 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられること。
- g カーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防災処理が施されていること。

#### エ 保育の内容等

- (ア) 小学校就学前子ども一人一人の心身の発育や発達の状況を把握し、保育内容が工夫されていること。
- (イ) 小学校就学前子どもが安全で清潔な環境の中で、遊び、運動、睡眠等がバランスよく組み合わされた健康的な生活リズムが保たれるように、十分に配慮がなされた保育の計画が定められていること。
- (ウ) 小学校就学前子どもの生活リズムに沿ったカリキュラムが設定され、かつ、それが実施されていること。
- (エ) 小学校就学前子どもに対し漫然とテレビやビデオを見せ続ける等、小学校就学前子どもへの関わりが少ない放任的な保育内容でないこと。
- (オ) 必要な遊具、保育用品等が備えられていること。
- (カ) 小学校就学前子どもの最善の利益を考慮し、保育サービスを実施する者として適切な姿勢であること。特に、施設の運営管

理の任にあたる施設長については、その職責に鑑み、資質の向上及び適格性の確保が図られていること。

- (キ) 保育に従事する者が保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示第117号）を理解する機会を設ける等、保育に従事する者の人間性及び専門性の向上が図られていること。
- (ク) 小学校就学前子どもに身体的苦痛を与えること、人格を辱めること等がないよう、小学校就学前子どもの人権に十分配慮されていること。
- (ケ) 小学校就学前子どもの身体、保育中の様子又は家族の態度等から虐待等不適切な養育が行われていることが疑われる場合には、児童相談所その他の専門的機関と連携する等の体制がとられていること。
- (コ) 保護者と密接な連絡を取り、その意向を考慮した保育が行われていること。
- (サ) 緊急時における保護者との連絡体制が整備されていること。
- (シ) 保護者や施設において提供されるサービスを利用しようとする者等から保育の様子や施設の状況を確認したい旨の要望があった場合には、小学校就学前子どもの安全確保等に配慮しつつ、保育室等の見学に応じる等に適切に対応されていること。

#### オ 給食

- (ア) 調理室、調理器具、配膳器具、食器等の衛生管理が適切に行われていること。
- (イ) 小学校就学前子どもの年齢や発達、健康状態（アレルギー疾患等の状態を含む。）等に配慮した食事内容とされていること。
- (ウ) 調理があらかじめ作成した献立に従って行われていること。

#### カ 健康管理及び安全管理

- (ア) 小学校就学前子ども一人一人の健康状態の観察が小学校就学前子どもの登園及び降園の際に行われていること。
- (イ) 身長及び体重の測定等基本的な発育状態の観察が毎月定期的に行われていること。
- (ウ) 継続して保育している小学校就学前子どもの健康診断が入所

- 時及び1年に2回実施されていること。
- (エ) 職員の健康診断が採用時及び1年に1回実施されていること。
  - (オ) 調理に携わる職員の検便がおおむね1月に1回実施されていること。
  - (カ) 必要な医薬品、医療用品等が備えられていること。
  - (キ) 小学校就学前子どもが感染症にかかっていることが分かった場合には、かかりつけ医の指示に従うよう保護者に対し指示が行われていること。
  - (ク) 睡眠中の小学校就学前子どもの顔色や呼吸の状態のきめ細かい観察が行われていること。
  - (ケ) 満1歳未満の小学校就学前子どもを寝かせる場合には、仰向けに寝かせることとされていること。
  - (コ) 保育室での禁煙が厳守されていること。
  - (サ) 小学校就学前子どもの安全確保に配慮した保育の実施が行われていること。
  - (シ) 事故防止の観点から、施設内の危険な場所、設備等について適切な安全管理が図られていること。
  - (ス) 不審者の施設への立入防止等の対策や緊急時における小学校就学前子どもの安全を確保する体制が整備されていること。
  - (セ) 施設において提供される保育サービスの内容が、当該保育サービスを利用しようとする者の見やすいところに掲示されていること。
  - (ソ) 施設において提供される保育サービスの利用に関する契約が成立したときは、その利用者に対し、当該契約の内容を記載した書面の交付が行われていること。
  - (タ) 施設において提供される保育サービスを利用しようとする者からの利用の申込みがあったときは、その者に対し、当該保育サービスの利用に関する契約内容等についての説明が行われていること。
  - (チ) 職員及び保育している小学校就学前子どもの状況を明らかにする帳簿が整備されていること。

(2) 法第7条第10項第4号に掲げる施設のうち、1日に保育する小学校就学前子どもの人数が5人以下であり、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第9項に規定する業務を目的とする施設 次に掲げる全ての事項を満たすこと。

ア 保育に従事する者の数及び資格

(ア) 保育に従事する者の数が、小学校就学前子どもおおむね3人につき1人以上であること。

(イ) 保育に従事する者のうち、1人以上は、保育士若しくは看護師の資格を有する者又は都道府県知事が行う保育に従事する者に関する研修（都道府県知事がこれと同等以上のものと認める市町村長（特別区の長を含む。）その他の機関が行う研修を含む。以下同じ。）を修了した者であること。

イ 保育室等の構造、設備及び面積

(ア) 保育室のほか、調理設備（施設外調理その他の場合にあっては必要な調理機能）及び便所があること。

(イ) 保育室の面積は、小学校就学前子どもの保育を適切に行うことができる広さが確保されていること。

ウ その他

前号ア（ウ）、イ（エ）及び（オ）、ウ（ア）及び（ウ）、エ（ア）から（シ）まで、オ（ア）から（ウ）まで並びにカ（ア）から（チ）までに定める事項を満たすこと。

(3) 法第7条第10項第4号に掲げる施設のうち児童福祉法第6条の3第11項に規定する業務を目的とするものであって、複数の保育に従事する者を雇用している施設 次に掲げる全ての事項を満たすこと。

ア 保育に従事する者の数が、小学校就学前子どもおおむね1人につき原則1人以上であること。

イ 保育に従事する全ての者が、保育士若しくは看護師の資格を有する者又は都道府県知事が行う保育に従事する者に関する研修を修了した者であること。

ウ 第1号ア（ウ）、ウ（ウ）、エ（ア）から（エ）まで及び



(カ) から (サ) まで並びにカ (ア) 、 (エ) 及び (キ) から (チ) までに定める事項を満たしていること。この場合において、同号カ (セ) 中「の見やすいところに掲示」とあるのは「に対し書面により掲示」と読み替えるものとする。また、食事の提供を行う場合においては、衛生面等必要な注意を払うこと。

(4) 法第7条第10項第4号に掲げる施設のうち児童福祉法第6条の3第11項に規定する業務を目的とするものであって、前号に掲げる施設以外の施設 次に掲げる全ての事項を満たすこと。

ア 保育に従事する者の数が、小学校就学前子どもおおむね1人につき原則1人以上であること。

イ 保育に従事する全ての者が、保育士若しくは看護師の資格を有する者又は都道府県知事が行う保育に従事する者に関する研修を修了した者であること。

ウ 第1号ア (ウ) 、ウ (ウ) 、エ (ア) から (エ) まで、(カ) 前段、(キ) 及び (ク) 並びに (コ) 及び (サ) 並びにカ (ア) 、(エ) 及び (キ) から (チ) までに定める事項を満たしていること。この場合において、同号カ (エ) 中「採用時及び1年に1回」とあるのは「1年に1回」と、同号カ (セ) 中「の見やすいところに掲示」とあるのは「に対し書面により提示」と読み替えるものとする。また、食事の提供を行う場合においては、衛生面等必要な注意を払うこと。

#### 附 則

この条例は、令和2年10月1日から施行する。

~~~~~

議 案 説 明

保育の質を確保するため、認可外保育施設の無償化対象範囲を、国が定める基準を満たす施設に限定する条例を制定しようとするものがあります。

議案第129号

子どもの医療費の助成に関する条例の一部改正について

子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和元年9月6日提出

千葉市長 熊谷俊人

千葉市条例第 号

子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

子どもの医療費の助成に関する条例（昭和45年千葉市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第4号中「規定により」の次に「診察、薬剤の支給等の」を加え、「若しくは薬局又は」を「、薬局」に改める。

第4条第2項第2号中「（薬局を除く。次項において同じ。）」を削り、「受診」を「医療費」に改め、「の通院」を削り、「500円」の次に「（入院の場合を除く。）」を加え、同条第3項中「医療機関」の次に「（薬局を除く。）」を加える。

附 則

- 1 この条例は、令和2年8月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第4条第2項第2号の規定は、この条例の施行の日以後の治療に係る医療費の助成について適用し、同日前の治療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

~~~~~

## 議案説明

院外処方せんにより薬局で薬を受け取った場合について、自己負担額を定めるため、条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第130号

千葉市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について

千葉市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和元年9月6日提出

千葉市長 熊谷俊人

千葉市条例第 号

千葉市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

(千葉市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 千葉市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年千葉市条例第86号)の一部を次のように改正する。

第44条第7号中「のイからクまでの」を「に掲げる」に改め、同号ア中「建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号の2に規定する耐火建築物」を「耐火建築物(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。以下この号において同じ。)」に、「同条第9号の3に規定する準耐火建築物(同号ロに該当するものを除く。)」を「準耐火建築物(同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいい、同号ロに該当するものを除く。)(保育室等を3階以上に設ける建物にあっては、耐火建築物)」に改める。

(千葉市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 千葉市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年千葉市条例第46号)の一部を次のように改正する。

第6条第3項中「イからクまで」を削る。

第14条第1項の表中

|          |                                           |       |
|----------|-------------------------------------------|-------|
| 第44条第7号ア | 耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物（同号ロに該当するものを除く。） | 耐火建築物 |
|----------|-------------------------------------------|-------|

を

|          |                                                                                                                     |                                       |
|----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------|
| 第44条第7号ア | 耐火建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。以下この号において同じ。）又は準耐火建築物（同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいい、同号ロに該当するものを除く。）（保育室等を3階以 | 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物 |
|----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------|

に

|  |                                 |  |
|--|---------------------------------|--|
|  | 上に設ける建<br>物にあって<br>は、耐火建築<br>物) |  |
|--|---------------------------------|--|

」

改める。

(千葉県幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定の要件を定める条例の一部改正)

第3条 千葉県幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定の要件を定める条例（平成28年千葉県条例第21号）の一部を次のように改正する。

第6条第3項中「イからクまで」を削る。

第20条第1項の表中

「

|          |                                                       |                                                                             |
|----------|-------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------|
| 第44条第7号  | 又は遊戯室                                                 | 、遊戯室又は便所                                                                    |
|          | 3階以上に設ける建物は                                           | 3階以上に設ける建物は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物（以下この号において「耐火建築物」という。）であって |
| 第44条第7号ア | 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐 | 耐火建築物又は建築基準法第2条第9号の3に規定する準耐火建築物（同号ロに該当するものを除く。）（幼稚園にあっては、耐火建築物）             |

を

|  |                                  |  |
|--|----------------------------------|--|
|  | 火建築物（同<br>号口に該当す<br>るものを除<br>く。） |  |
|--|----------------------------------|--|

|          |                                                                                                                                      |                                                                                                                                             |
|----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第44条第7号  | 又は遊戯室                                                                                                                                | 、遊戯室又は便所                                                                                                                                    |
| 第44条第7号ア | 耐火建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。以下この号において同じ。）又は準耐火建築物（同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいい、同号口に該当するものを除く。）（保育室等を3階以上に設ける建物にあっては、耐火建築 | 耐火建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。以下この号において同じ。）又は準耐火建築物（同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいい、同号口に該当するものを除く。）（保育室等を3階以上に設ける建物又は幼稚園にあっては、耐火建築物） |

に

|  |    |  |
|--|----|--|
|  | 物) |  |
|--|----|--|

」

改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



議 案 説 明

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、設備の基準を改めるため、条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第 1 3 1 号

千葉県家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

千葉県家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和元年 9 月 6 日提出

千葉市長 熊 谷 俊 人

千葉県条例第 号

千葉県家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

千葉県家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 2 6 年千葉県条例第 4 7 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項中「ことが」を「こととすることが」に改める。

第 1 6 条第 2 項第 4 号中「乳幼児の食事」を「利用乳幼児の食事」に改め、「附則第 2 条第 2 項において同じ。」を削る。

第 2 3 条第 2 項第 2 号中「第 3 4 条の 2 0 第 1 項第 4 号」を「第 3 4 条の 2 0 第 1 項第 3 号」に改める。

第 4 5 条に次の 1 項を加える。

- 2 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、法第 6 条の 3 第 1 2 項第 2 号に規定する事業を行うものであって、市長が適当と認めるもの（附則第 3 条において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。）については、第 6 条第 1 項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。

附則第 2 条第 2 項中「（第 2 2 条に規定する家庭的保育事業を行う場所において実施されるものに限る。）」を削る。

附則第 3 条中「家庭的保育事業者等」の次に「（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）」を加え、「5 年」を「1 0 年」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。





## 議 案 説 明

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、連携施設の基準を緩和するとともに、連携施設の確保及び食事の提供に係る経過措置を延長するほか、規定の整備を図るため、条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第 132 号

千葉県特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

千葉県特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和元年 9 月 6 日提出

千葉市長 熊谷俊人

千葉県条例第 号

千葉県特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

千葉県特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 26 年千葉県条例第 48 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 9 号中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改め、同条第 10 号中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第 11 号中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条中第 24 号を第 29 号とし、第 18 号から第 23 号までを 5 号ずつ繰り下げ、同条第 17 号中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同号を同条第 22 号とし、同条中第 16 号を第 21 号とし、第 15 号を第 20 号とし、第 14 号を第 19 号とし、同条第 13 号中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改め、同号を同条第 18 号とし、同条第 12 号を同条第 17 号とし、同条第 11 号の次に次の 5 号を加える。

- (12) 満 3 歳以上教育・保育給付認定子ども 子ども・子育て支援法施行令（平成 26 年政令第 213 号。以下「令」という。）第 4 条第 1 項に規定する満 3 歳以上教育・保育給付認定子どもをいう。
- (13) 特定満 3 歳以上保育認定子ども 令第 4 条第 1 項第 2 号に規定する特定満 3 歳以上保育認定子どもをいう。
- (14) 満 3 歳未満保育認定子ども 令第 4 条第 2 項に規定する満 3 歳未満保育認定子どもをいう。
- (15) 市町村民税所得割合算額 令第 4 条第 2 項第 2 号に規定する市町

村民税所得割合算額をいう。

(16) 負担額算定基準子ども 令第13条第2項に規定する負担額算定基準子どもをいう。

第3条第1項中「適切な」を「適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された」に改める。

第5条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「利用者負担」を「第13条の規定により支払を受ける費用に関する事項」に改める。

第6条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第2項及び第3項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第4項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第5項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第7条第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第8条中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「支給認定の有無」を「教育・保育給付認定の有無」に、「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「支給認定の有効期間」を「教育・保育給付認定の有効期間」に改める。

第9条の見出し中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改め、同条第1項中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改め、同条第2項中「支給認定の」を「教育・保育給付認定の」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第10条及び第11条中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第13条第1項中「（特別利用保育及び特別利用教育を含む。以下この条、次条及び第19条において同じ。）」を削り、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」に、「法第27条第3項第2号に掲げる額（特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあっては法第28条第2項第2号に規定する市町村が定める額とし、特別利用

教育を提供する場合にあっては同項第3号に規定する市町村が定める額とする。)」を「満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者についての法第27条第3項第2号に掲げる額」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 特定教育・保育施設は、法定代理受領を受けないときは、教育・保育給付認定保護者から、特定教育・保育に係る特定教育・保育費用基準額（法第27条第3項第1号に掲げる額をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。

第13条第3項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第4項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同項第3号を次のように改める。

(3) 食事の提供（次に掲げるものを除く。）に要する費用

ア 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ(ア)又は(イ)に定める金額未満であるものに対する副食の提供

(ア) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 77,101円

(イ) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ(イ)において同じ。） 57,700円  
（令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、77,101円）

イ 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下イにおいて同じ。）が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ(ア)又は(イ)に定める者に該当するものに対する副食の提供（アに該当するものを除く。）

(ア) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である者

(イ) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である者

ウ 満3歳未満保育認定子どもに対する食事の提供

第13条第4項第5号中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第5項及び第6項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第14条第1項中「第27条第1項に規定する」を「第27条第1項の」に改め、「いい、法第28条第1項に規定する特例施設型給付費を含む。以下この項及び第19条において」を「いう。以下」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第2項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第16条第2項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第17条中「支給認定子どもの」を「教育・保育給付認定子どもの」に、「支給認定子ども又はその保護者」を「当該教育・保育給付認定子ども又は当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第18条中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「の保護者」を「に係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第19条の見出し中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条中「支給認定子どもの保護者」を「教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第20条中「の各号」を削り、同条第5号を次のように改める。

(5) 第13条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける費用の種類並びに教育・保育給付認定保護者に支払を求める理由及び額

第21条第1項及び第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第24条（見出しを含む。）中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第25条及び第26条中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第27条第1項及び第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第3項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「の保護者」を「に係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第28条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第30条第1項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第3項及び第4項中「支給認定子ども等」を「教育・保育給付認定子ども等」に改める。

第32条第2項及び第4項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第34条第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、「の各号」を削り、同項第2号を次のように改める。

（2）第12条の規定による特定教育・保育の提供の記録

第34条第2項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第35条第1項及び第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、前節（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・

保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「法第19条第1項第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）」と、同号イ（イ）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。）」とする。

第36条第1項及び第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第3項を次のように改める。

- 3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」とあるのは「法第19条第1項第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ（イ）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」とする。

第37条第1項中「のうち、家庭的保育事業にあつては、その」を「(事業所内保育事業を除く。)の」に、「)の数を」を「)の数は、家庭的保育事業にあつては」に改め、「小規模保育事業A型をいう。」の次に「第42条第3項第1号において同じ。」を加え、「同条」を「同条例第27条」に改め、「小規模保育事業B型をいう。」の次に「第42条第3項第1号において同じ。」を加え、「、その利用定員の数を」を削る。

第38条第1項中「利用者負担」を「第43条の規定により支払を受ける費用に関する事項」に改める。

第39条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第2項中「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。)」に、「支給認定に」を「法第20条第4項の規定による認定に」に、「支給認定子どもが」を「満3歳未満保育認定子どもが」に改め、同条第3項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第4項中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第40条第2項中「法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第41条中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第42条第1項中「この項」の次に「から第3項まで」を加え、同項第1号中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改め、同項第2号中「特定教育・保育をいう。」の次に「以下この条において同じ。」を加え、同項第3号中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第4項中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改め、同項を同条第7項とし、同条第3項中「を行う者であつて、第37条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のもの」を「(第37条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のものに



限る。次項において「保育所型事業所内保育事業」という。)を行う者」に改め、同項を同条第5項とし、同項の次に次の1項を加える。

6 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、児童福祉法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行うものであって、市長が適当と認めるもの(附則第5条において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。)については、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。

第42条第2項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

2 市長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 特定地域型保育事業者と前項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

(2) 前項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1) 当該特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所(次号において「事業実施場所」という。)以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者(次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。)

(2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市が認める者

第43条第1項及び第2項を次のように改める。

特定地域型保育事業者は、特定地域型保育を提供した際は、教育・保育給付認定保護者から当該特定地域型保育に係る利用者負担額（法第29条第3項第2号に掲げる額をいう。）の支払を受けるものとする。

2 特定地域型保育事業者は、法定代理受領を受けないときは、教育・保育給付認定保護者から、当該特定地域型保育に係る特定地域型保育費用基準額（法第29条第3項第1号に掲げる額をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。

第43条第3項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第4項中「の各号」を削り、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第5項及び第6項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第46条第5号を次のように改める。

(5) 第43条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける費用の種類並びに教育・保育給付認定保護者に支払を求める理由及びその額

第47条第1項及び第2項中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第49条第2項中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改め、同項第2号中「に規定する提供した特定地域型保育に係る必要な事項」を「の規定による特定地域型保育の提供」に改め、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第50条中「特定地域型保育事業に」を「特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育に」に改め、「第11条中「特定教育・保育施設は、特定教育・保育」とあるのは「特定地域型保育事業者は、特定地域型保育」と」の次に「、「教育・保育給付認定子どもについて」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（満3歳未満保育認定子どもに限り、特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。）について」と」を加え、「準用する」と、「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」を「準用する」と、「施設型給付費（法第27条第1項の施設型給付費をいう。以下」とあるのは「地域

型保育給付費（法第29条第1項の地域型保育給付費をいう。以下この項及び第19条において」と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第2項中「特定教育・保育提供証明書」とあるのは「特定地域型保育提供証明書」に改める。

第51条第1項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第2項中「支給認定子ども及び」を「教育・保育給付認定子ども及び」に、「支給認定子ども（」を「満3歳未満保育認定子ども（」に、「あつては」を「あつては、」に、「支給認定子どもを含む」を「教育・保育給付認定子どもを含む」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費（法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、この章（第40条第2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。次条第3項において同じ。）の規定を適用する。この場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども」と、「満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）」とあるのは「法第19条第1項第1号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあつては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）」と、「法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特

定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前4項」とあるのは「前3項」とする。

第52条第1項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「あつては」を「あつては、」に改め、同条第3項を次のように改める。

- 3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章の規定を適用する。この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子ども（令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。）に係る第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）

に要する費用」とする。

附則第5条中「特定地域型保育事業者」の次に「（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）」を加え、「5年」を「10年」に改め、同条ただし書中「第42条第1号」を「同項第1号」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。ただし、第37条第1項の改正規定（「小規模保育事業A型をいう。」の次に「第42条第3項第1号において同じ。」を加える部分、「同条」を「同条例第27条」に改める部分及び「小規模保育事業B型をいう。」の次に「第42条第3項第1号において同じ。」を加える部分に限る。）、第42条の改正規定（同条第1項中「この項」の次に「から第3項まで」を加える部分、同項第2号中「特定教育・保育をいう。」の次に「以下この条において同じ。」を加える部分、同条第4項を同条第7項とする部分、同条第3項中「を行う者であって、第37条第2項の規定により定める利用定員が20人以上であるもの」を「（第37条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のものに限る。次項において「保育所型事業所内保育事業」という。）を行う者」に改める部分、同項を同条第5項とする部分、同項の次に1項を加える部分、同条第2項を同条第4項とする部分及び同条第1項の次に2項を加える部分に限る。）及び附則第5条の改正規定は、公布の日から施行する。

~~~~~

議 案 説 明

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部改正に伴い、地域型保育事業の連携施設の基準を緩和するとともに、連携施設の確保に係る経過措置を延長するほか、副食費を徴収することとするため、条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第133号

千葉県保育所及び千葉県認定こども園使用料条例の一部改正について

千葉県保育所及び千葉県認定こども園使用料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和元年9月6日提出

千葉市長 熊谷俊人

千葉県条例第 号

千葉県保育所及び千葉県認定こども園使用料条例の一部を改正する条例

千葉県保育所及び千葉県認定こども園使用料条例（平成27年千葉県条例第25号）の一部を次のように改正する。

第3条（見出しを含む。）中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第4条の見出し中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改める。

第5条中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

~~~~~

## 議 案 説 明

子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、規定の整備を図るため、条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第 1 3 4 号

千葉市職員の特殊勤務手当支給条例の一部改正について

千葉市職員の特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和元年 9 月 6 日提出

千葉市長 熊 谷 俊 人

千葉市条例第 号

千葉市職員の特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例

千葉市職員の特殊勤務手当支給条例（昭和 3 7 年千葉市条例第 2 4 号）の一部を次のように改正する。

第 1 0 条第 3 号中「おいて生徒を引率して行う」を「おける」に改める。

別表第 2 第 1 8 項中

「

|                            |                     |
|----------------------------|---------------------|
| 第 1 0 条第 2 号及び<br>第 3 号の業務 | 日額 5, 1 0 0 円       |
| 第 1 0 条第 4 号の業務            | 4 時間以上日額 3, 6 0 0 円 |

を

」

「

|                 |                                                       |
|-----------------|-------------------------------------------------------|
| 第 1 0 条第 2 号の業務 | 日額 5, 1 0 0 円                                         |
| 第 1 0 条第 3 号の業務 | 日額 5, 1 0 0 円<br>(教育委員会が別に定める指導業務にあっては、日額 3, 6 0 0 円) |
| 第 1 0 条第 4 号の業務 | 3 時間以上日額 2, 7 0 0 円                                   |

に

」

改める。

附 則

- 1 この条例は、令和元年11月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日から令和4年10月31日までの間は、この条例による改正後の別表第2第18項の規定の適用については、同項中「3時間以上日額 2,700円」とあるのは「4時間以上日額 3,600円、3時間以上4時間未満日額 2,700円」とする。

~~~~~

議 案 説 明

教員特殊業務のうち部活動指導業務に係る手当の額を改定するため、条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第 135 号

千葉市職員の配偶者同行休業に関する条例等の一部改正について
千葉市職員の配偶者同行休業に関する条例等の一部を改正する条例を
次のとおり制定するものとする。

令和元年 9 月 6 日提出

千葉市長 熊 谷 俊 人

千葉市条例第 号

千葉市職員の配偶者同行休業に関する条例等の一部を改正する条
例

(千葉市職員の配偶者同行休業に関する条例の一部改正)

第 1 条 千葉市職員の配偶者同行休業に関する条例（平成 26 年千葉市
条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条の 2 の見出し中「伴う」の次に「任期付採用及び」を加え、
同条中「この項」を「この条」に、「申請期間を任期の限度として行
う臨時的任用」を「次の各号に掲げる任用のいずれか」に、「当該」
を「、第 2 号に掲げる」に改め、同条に次の各号を加える。

(1) 申請期間を任用の期間（以下この条において「任期」という。）

の限度として行う任期を定めた採用

(2) 申請期間を任期の限度として行う臨時的任用

第 8 条の 2 に次の 4 項を加える。

2 任命権者は、前項の規定により任期を定めて職員を採用する場
合には、当該職員にその任期を明示しなければならない。

3 任命権者は、第 1 項の規定により任期を定めて採用された職員の
任期が申請期間に満たない場合にあつては、当該申請期間の範囲内
において、その任期を更新することができる。

4 任命権者は、前項の規定により任期を更新する場合には、あらか
じめ当該職員の同意を得なければならない。

5 第 2 項の規定は、第 3 項の規定により任期を更新する場合につい
て準用する。

(千葉市職員の給与に関する条例の一部改正)

第 2 条 千葉市職員の給与に関する条例（昭和 26 年千葉市条例第 36

号)の一部を次のように改正する。

第14条第3項中「常時」を「任期付職員（育児休業法第6条第1項の規定により、同法第2条第2項又は第3条第1項の規定による請求があった場合における当該請求に係る期間を任用の期間の限度として任用の期間を定めて採用される職員及び千葉市職員の配偶者同行休業に関する条例（平成26年千葉市条例第4号）第8条の2第1項の規定により、同条例第2条又は第6条第1項の規定による申請があった場合における当該申請に係る期間を任用の期間の限度として任用の期間を定めて採用される職員をいう。）及び常時」に改める。

（千葉市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）

第3条 千葉市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（昭和39年千葉市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第17条の2の見出しを「（任期付職員及び常勤の臨時職員の休暇）」に改め、同条中「常時」を「任期付職員（地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第1項の規定により、同法第2条第2項又は第3条第1項の規定による請求があった場合における当該請求に係る期間を任用の期間の限度として任用の期間を定めて採用される職員及び千葉市職員の配偶者同行休業に関する条例（平成26年千葉市条例第4号）第8条の2第1項の規定により、同条例第2条又は第6条第1項の規定による申請があった場合における当該申請に係る期間を任用の期間の限度として任用の期間を定めて採用される職員をいう。）及び常時」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



議 案 説 明

配偶者同行休業及び育児休業に伴う任期を定めた職員の採用について、必要な事項を定めるため、条例の一部を改正しようとするものがあります。

議案第 136 号

千葉市立小学校設置条例の一部改正について

千葉市立小学校設置条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和元年 9 月 6 日提出

千葉市長 熊谷俊人

千葉市条例第 号

千葉市立小学校設置条例の一部を改正する条例

千葉市立小学校設置条例（昭和 39 年千葉市条例第 15 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表千葉市立千城台北小学校の項、千葉市立千城台西小学校の項、千葉市立千城台南小学校の項及び千葉市立千城台旭小学校の項を削り、同表に次のように加える。

千葉市立千城台わかば小学校	千葉市若葉区千城台北 1 丁目 4 番 1 号
千葉市立千城台みらい小学校	千葉市若葉区千城台東 3 丁目 1 8 番 1 号

附則第 2 項を次のように改める。

- 2 令和 2 年 4 月 1 日から規則で定める日までの間、第 2 条の表千葉市立千城台わかば小学校の項中「千葉市若葉区千城台北 1 丁目 4 番 1 号」とあるのは「千葉市若葉区千城台西 2 丁目 2 1 番 1 号」とする。

附則第 3 項を削る。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の表千葉市立千城台南小学校の項及び千葉市立千城台旭小学校の項を削る改正規定並びに同表に千葉市立千城台みらい小学校の項を加える改正規定は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。



議 案 説 明

千城台北小学校及び千城台西小学校を統合し、新たに千城台わかば小学校を設置するとともに、千城台南小学校及び千城台旭小学校を統合し、新たに千城台みらい小学校を設置するため、条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第137号

日本スポーツ振興センター共済掛金徴収条例の一部改正について
日本スポーツ振興センター共済掛金徴収条例の一部を改正する条例を
次のとおり制定するものとする。

令和元年9月6日提出

千葉市長 熊谷俊人

千葉市条例第 号

日本スポーツ振興センター共済掛金徴収条例の一部を改正する条
例

日本スポーツ振興センター共済掛金徴収条例（昭和35年千葉市条例
第16号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項の表高等学校の項中「1,380円」を「1,830円」
に改め、同表特別支援学校（高等部）の項中「920円」を「1,
075円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第1条第1項の表の規定は、令和2年度分
の共済掛金から適用し、令和元年度分までの共済掛金については、な
お従前の例による。

~~~~~

## 議 案 説 明

独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令の一部改正に伴い、  
共済掛金の額を改定するため、条例の一部を改正しようとするもので  
あります。

議案第138号

千葉県生産緑地地区の区域の規模に関する条例の制定について  
千葉県生産緑地地区の区域の規模に関する条例を次のとおり制定する  
ものとする。

令和元年9月6日提出

千葉市長 熊谷俊人

千葉県条例第 号

千葉県生産緑地地区の区域の規模に関する条例  
生産緑地法（昭和49年法律第68号）第3条第2項に規定する条例  
で定める区域の規模は、300平方メートル以上とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

~~~~~

議案説明

生産緑地地区の区域の規模を300㎡以上の規模とするため、条例
を制定しようとするものであります。

議案第 139 号

千葉県建築関係手数料条例の一部改正について

千葉県建築関係手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和元年 9 月 6 日提出

千葉市長 熊谷俊人

千葉県条例第 号

千葉県建築関係手数料条例の一部を改正する条例

千葉県建築関係手数料条例（平成 12 年千葉県条例第 42 号）の一部を次のように改正する。

別表 61 の項第 1 号中「場合 次に定める額」の次に「。ただし、認定の申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画について建築物省エネ法第 29 条第 3 項各号に掲げる事項について記載があった場合は、当該計画に係る全ての建築物ごとにそれぞれ次に定める額を合計した額」を加え、同項第 2 号中「規定する額を加算した額」の次に「。ただし、認定の申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画について建築物省エネ法第 29 条第 3 項各号に掲げる事項について記載があった場合は、当該計画に係る全ての建築物ごとにそれぞれ前号に定める額を合計した額に 1 の項に規定する額を加算した額」を加える。

別表 62 の項第 1 号中「切り捨てた額）」の次に「。ただし、認定の申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画について建築物省エネ法第 29 条第 3 項各号に掲げる事項について記載があった場合は、当該計画に係る変更する全ての建築物ごとにそれぞれ次に定める額を合計した額」を加え、同項第 2 号中「加算した額」の次に「。ただし、認定の申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画について建築物省エネ法第 29 条第 3 項各号に掲げる事項について記載があった場合は、当該計画に係る変更する全ての建築物ごとにそれぞれ前号に定める額を合計した額に 1 の項に規定する額を加算した額」を加える。

別表 64 の項手数料を徴収する事務の欄中「第 12 条第 1 項」の次に「又は第 13 条第 2 項」を加える。

別表 65 の項手数料を徴収する事務の欄中「第 12 条第 2 項」の次に

「又は第 13 条第 3 項」を加える。

附 則

この条例は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第 4 号）の施行の日又は公布の日のいずれか遅い日から施行する。ただし、別表 6 4 の項手数料を徴収する事務の欄及び別表 6 5 の項手数料を徴収する事務の欄の改正規定は、公布の日から施行する。

~~~~~

議 案 説 明

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部改正に伴い、建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の審査手数料等を定めるほか、所要の改正を行うため、条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第140号

千葉市都市公園条例の一部改正について

千葉市都市公園条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和元年9月6日提出

千葉市長 熊谷俊人

千葉市条例第 号

千葉市都市公園条例の一部を改正する条例

千葉市都市公園条例（昭和34年千葉市条例第20号）の一部を次のように改正する。

別表第2千葉公園の項を次のように改める。

|      |       |                                                               |              |
|------|-------|---------------------------------------------------------------|--------------|
| 千葉公園 | 水泳プール | 7月15日から<br>8月31日まで<br>の日                                      | 午前9時から午後8時まで |
|      | 体育館   | 年末年始（12月29日から翌                                                | 午前9時から午後9時まで |
|      | 集会所   | 年1月3日までの日をいう。以下この表において同じ。）以外の日                                | 午前9時から午後5時まで |
|      | 貸ボート  | 3月1日から11月30日までの日（月曜日（その日が休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日とする。 | 午前9時から午後5時まで |

|  |  |                    |  |
|--|--|--------------------|--|
|  |  | 以下「月曜日等」という。)を除く。) |  |
|--|--|--------------------|--|

別表第3 千葉公園の項を次のように改める。

|      |       |
|------|-------|
| 千葉公園 | 水泳プール |
|      | 体育館   |

別表第9 第1 項中第1 号を削り、第2 号を第1 号とし、同項第3 号中「千葉公園野球場及び」を削り、同号を同項第2 号とし、同項中第4 号を第3 号とし、第5 号を削る。

附 則

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前の千葉公園野球場の使用に係る利用料金の納付及び返還については、なお従前の例による。

~~~~~

議 案 説 明

千葉公園の野球場を廃止するため、条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第141号

千葉市道路の構造に関する技術的基準を定める条例の一部改正について

千葉市道路の構造に関する技術的基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和元年9月6日提出

千葉市長 熊谷俊人

千葉市条例第 号

千葉市道路の構造に関する技術的基準を定める条例の一部を改正する条例

千葉市道路の構造に関する技術的基準を定める条例（平成24年千葉市条例第91号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「停車帯」の次に「、自転車通行帯」を加え、同条第5項中「の車道」の次に「（自転車通行帯を除く。）」を加える。

第5条第2項中「副道」の次に「（自転車通行帯を除く。）」を加える。

第7条の次に次の1条を加える。

（自転車通行帯）

第7条の2 自動車及び自転車の交通量が多い第3種又は第4種の道路（自転車道を設ける道路を除く。）には、車道の左端寄り（停車帯を設ける道路にあっては、停車帯の右側。次項において同じ。）に自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 自転車の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路（自転車道を設ける道路及び前項に規定する道路を除く。）には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、車道の左端寄りに自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

3 自転車通行帯の幅員は、1.5メートル以上とするものとする。た

だし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、1メートルまで縮小することができる。

4 自転車通行帯の幅員は、当該道路の自転車の交通の状況を考慮して定めるものとする。

第9条第1項中「又は第4種の道路」を「（第4級及び第5級を除く。次項において同じ。）又は第4種（第3級を除く。同項において同じ。）の道路で設計速度が1時間につき60キロメートル以上であるもの」に改め、同条第2項中「道路（）」を「道路で設計速度が1時間につき60キロメートル以上であるもの（）」に改める。

第10条第1項中「自転車道」の次に「又は自転車通行帯」を加える。

第11条第1項中「自転車道」の次に「若しくは自転車通行帯」を加える。

第40条中「第7条第1項」の次に「、第9条第1項及び第2項」を加え、「同条」を「第9条第1項中「3級」とあるのは「第3級及び第4級」と、政令第12条」に改める。

第41条中「第7条」の次に「、第7条の2第3項」を加える。

附 則

この条例は、令和元年12月1日から施行する。

~~~~~

#### 議 案 説 明

道路構造令の一部改正に伴い、新たに自転車通行帯に関する規定を設けるほか、所要の改正を行うため、条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第142号

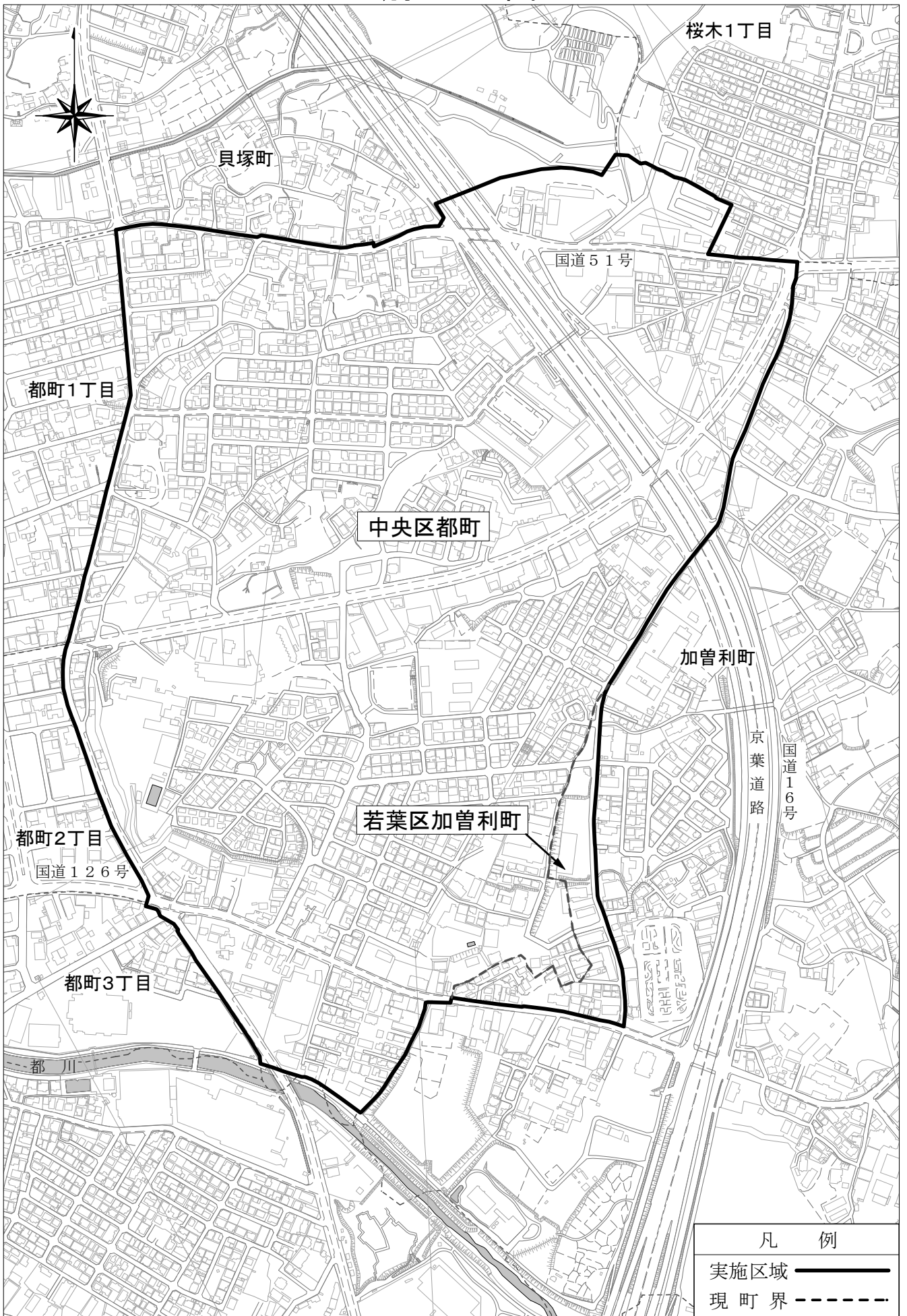
住居表示の実施について

市は、住居表示の実施区域を別図のとおり定め、当該区域における住居表示の方法を街区方式とするものとする。

令和元年9月6日提出

千葉市長 熊谷俊人

# 別 図



~~~~~

議 案 説 明

新たに中央区都町及び若葉区加曾利町の一部の区域を住居表示の実施区域と定め、当該区域における住居表示の方法を街区方式とすることについて、住居表示に関する法律第3条第1項の規定に基づき、議決を求めるものであります。

議案第143号

町の区域及び名称の変更について

市は、令和2年2月3日から、別図1に示す中央区及び若葉区の町の区域及び名称を、別図2に示すとおり変更するものとする。

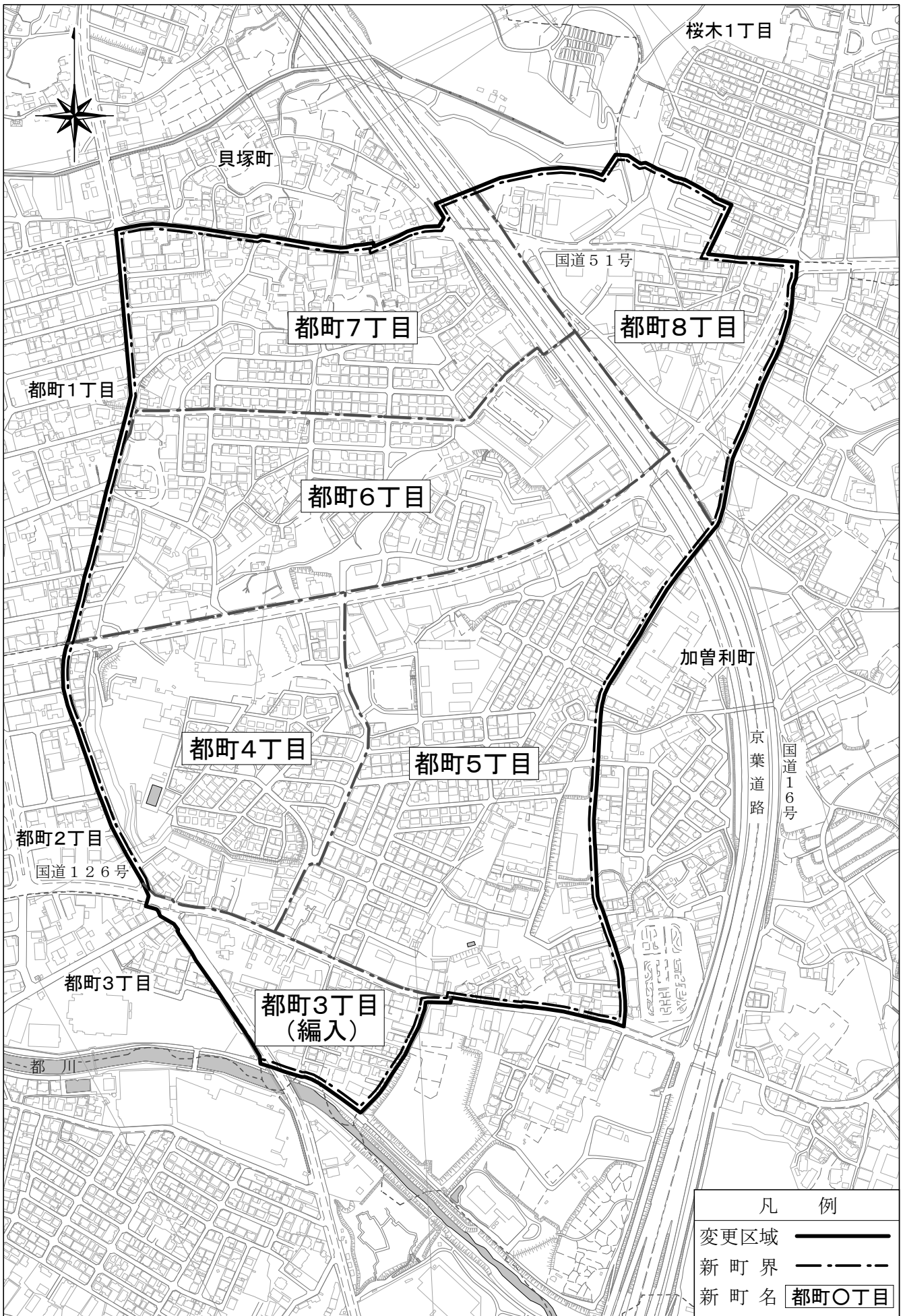
令和元年9月6日提出

千葉市長 熊谷俊人

別 図 1 (変更前)



別 図 2 (変更後)





議 案 説 明

住居表示整備事業の実施に伴い、町の区域及び名称の変更について、地方自治法第260条第1項の規定に基づき、議決を求めるものであります。

議案第144号

工事請負契約について

市は、次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

令和元年9月6日提出

千葉市長 熊谷俊人

- 1 工事名称 千葉市中央図書館・生涯学習センター空調熱源改修工事
- 2 施工場所 千葉市中央区弁天3丁目7番7号
- 3 工事概要 (1)主熱源機器改修工一式
(2)空調機器改修工一式
- 4 契約方法 制限付一般競争入札(総合評価落札方式)
- 5 契約金額 363,000,000円
- 6 工期 契約締結日の翌日から450日間
- 7 請負者 千葉市中央区問屋町16番3号
福井・三成建設共同企業体
代表者 千葉市中央区問屋町16番3号
福井電機株式会社
代表取締役 村杉 茂治
千葉市若葉区都賀3丁目31番10号
三成工業株式会社
代表取締役 鈴木 賢治

~~~~~

### 議案説明

千葉市中央図書館・生涯学習センター空調熱源改修工事を行うための工事請負契約について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議決を求めるものであります。

議案第 1 4 5 号

市道路線の認定及び廃止について

市は、次のとおり市道路線を認定及び廃止するものとする。

令和元年 9 月 6 日提出

千葉市長 熊谷 俊 人

市道路線認定調書

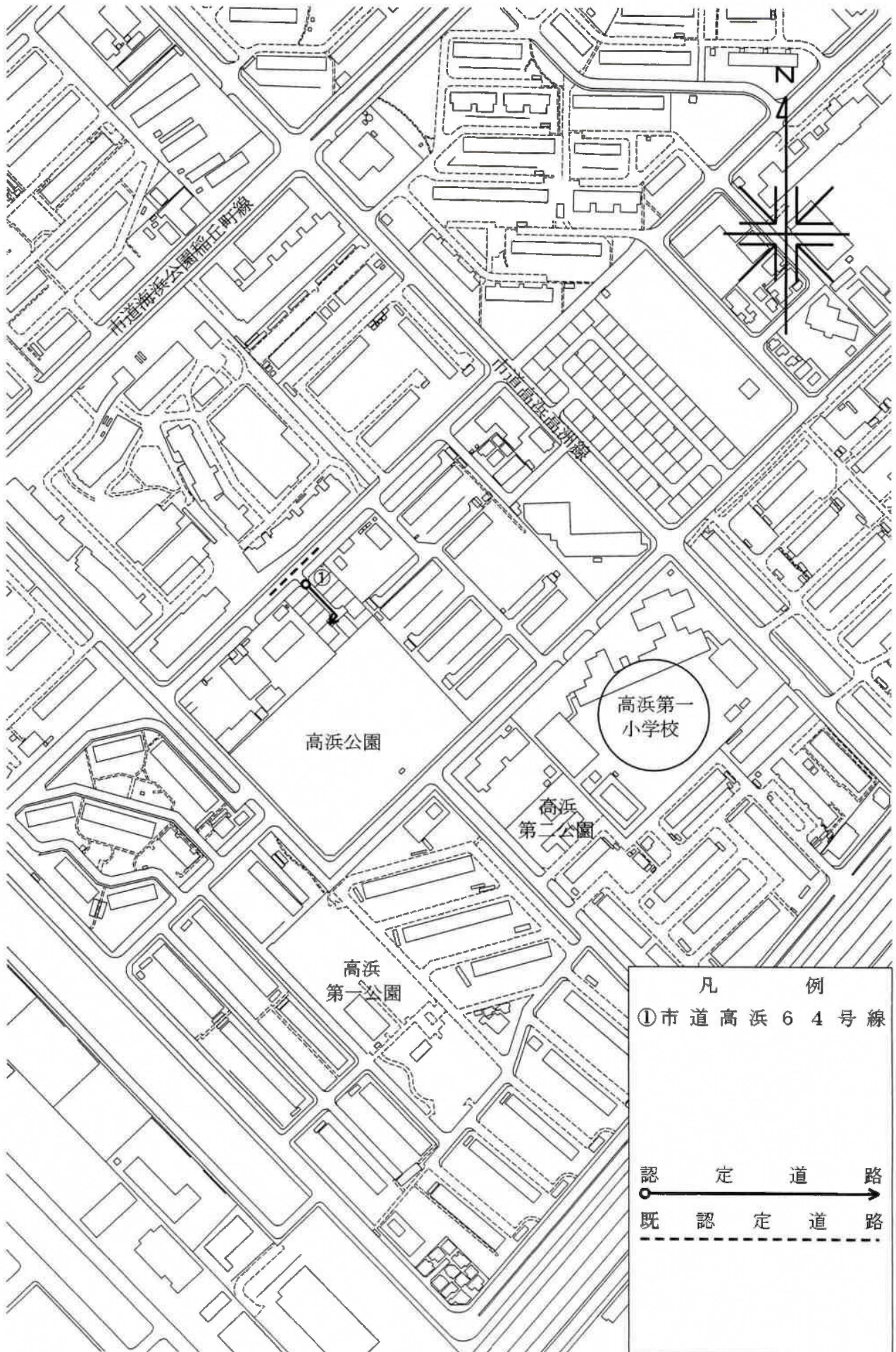
| 整理番号 | 路線名           | 起 点        | 終 点        | 市道路線認定図番号 |
|------|---------------|------------|------------|-----------|
| ①    | 高浜 6 4 号線     | 高浜 1 丁目地内  | 高浜 1 丁目地内  | 1         |
| ②    | 花輪町 5 3 号線    | 花輪町地内      | 花輪町地内      | 2         |
| ③    | 花輪町 5 4 号線    | 花輪町地内      | 花輪町地内      |           |
| ④    | 花輪町 5 5 号線    | 花輪町地内      | 花輪町地内      |           |
| ⑤    | 花輪町 5 6 号線    | 花輪町地内      | 花輪町地内      |           |
| ⑥    | 花輪町 5 7 号線    | 花輪町地内      | 花輪町地内      |           |
| ⑦    | 花輪町 5 8 号線    | 花輪町地内      | 花輪町地内      |           |
| ⑧    | 花輪町 5 9 号線    | 花輪町地内      | 花輪町地内      |           |
| ⑨    | 仁戸名町 1 8 3 号線 | 仁戸名町地内     | 仁戸名町地内     | 3         |
| ⑩    | 仁戸名町 1 8 4 号線 | 仁戸名町地内     | 仁戸名町地内     |           |
| ⑪    | 若松町 2 4 4 号線  | 若松町地内      | 若松町地内      | 4         |
| ⑫    | 若松町 2 4 5 号線  | 若松町地内      | 若松町地内      |           |
| ⑬    | 若松町 2 4 6 号線  | 若松町地内      | 若松町地内      | 5         |
| ⑭    | 若松町 2 4 7 号線  | 若松町地内      | 若松町地内      |           |
| ⑮    | 若松町 2 4 8 号線  | 若松町地内      | 若松町地内      | 6         |
| ⑯    | 宮野木町 3 3 9 号線 | 宮野木町地内     | 宮野木町地内     | 7         |
| ⑰    | 宮野木町 3 4 0 号線 | 宮野木町地内     | 宮野木町地内     |           |
| ⑱    | 東寺山町 1 3 9 号線 | 東寺山町地内     | 東寺山町地内     | 8         |
| ⑲    | 幕張 5 1 0 号線   | 幕張町 3 丁目地内 | 幕張町 3 丁目地内 | 9         |
| ⑳    | 武石町 9 2 号線    | 武石町 1 丁目地内 | 武石町 1 丁目地内 | 10        |
| ㉑    | 長作町 2 3 7 号線  | 長作町地内      | 長作町地内      | 11        |
| ㉒    | 作新台 6 5 号線    | 作新台 1 丁目地内 | 作新台 1 丁目地内 | 12        |
| ㉓    | 刈田子町 3 4 号線   | 刈田子町地内     | 刈田子町地内     | 13        |
| ㉔    | 小金沢町 2 2 号線   | 小金沢町地内     | 小金沢町地内     |           |
| ㉕    | 大金沢町 7 8 号線   | 大金沢町地内     | 大金沢町地内     | 14        |

|    |              |            |            |    |
|----|--------------|------------|------------|----|
| ②⑥ | 誉田町 2 5 4 号線 | 誉田町 1 丁目地内 | 誉田町 1 丁目地内 | 15 |
| ②⑦ | 誉田町 2 5 5 号線 | 誉田町 1 丁目地内 | 誉田町 1 丁目地内 |    |
| ②⑧ | 誉田町 2 5 6 号線 | 誉田町 2 丁目地内 | 誉田町 2 丁目地内 |    |
| ②⑨ | 誉田町 2 5 7 号線 | 誉田町 2 丁目地内 | 誉田町 2 丁目地内 | 16 |
| ③⑩ | 誉田町 2 5 8 号線 | 誉田町 2 丁目地内 | 誉田町 2 丁目地内 |    |
| ③⑪ | 高田町 3 0 7 号線 | 高田町地内      | 高田町地内      | 17 |

### 市道路線廃止調書

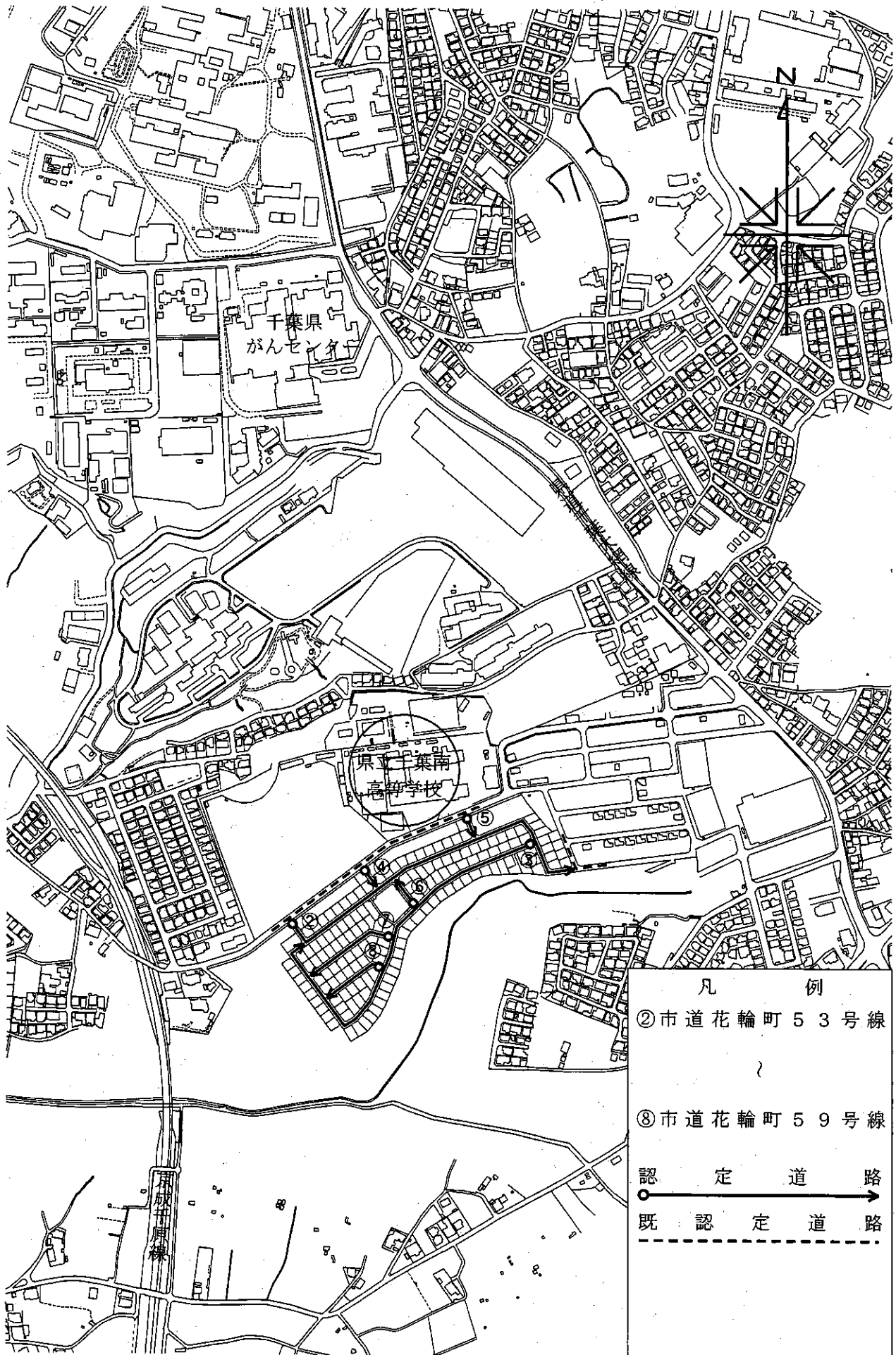
| 整理番号 | 路線名        | 起 点       | 終 点       | 摘要   | 市道路線<br>廃止図番号 |
|------|------------|-----------|-----------|------|---------------|
| ①    | 桜木町 4 9 号線 | 桜木 4 丁目地内 | 桜木 4 丁目地内 | 全部廃止 | 1             |
| ②    | 桜木町 5 4 号線 | 桜木 4 丁目地内 | 桜木 4 丁目地内 | 全部廃止 |               |

# 整理番号① 市道路線認定図1

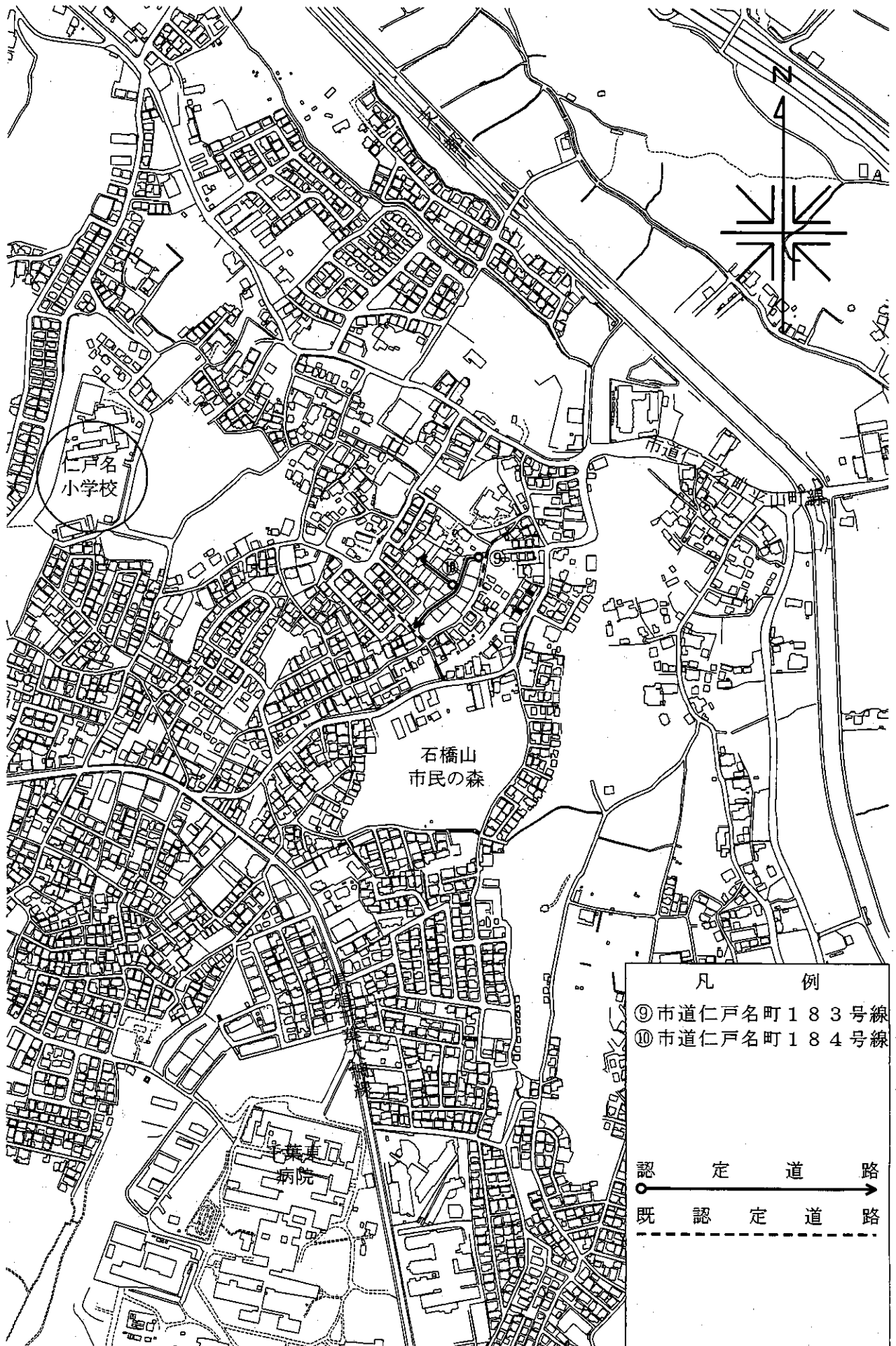




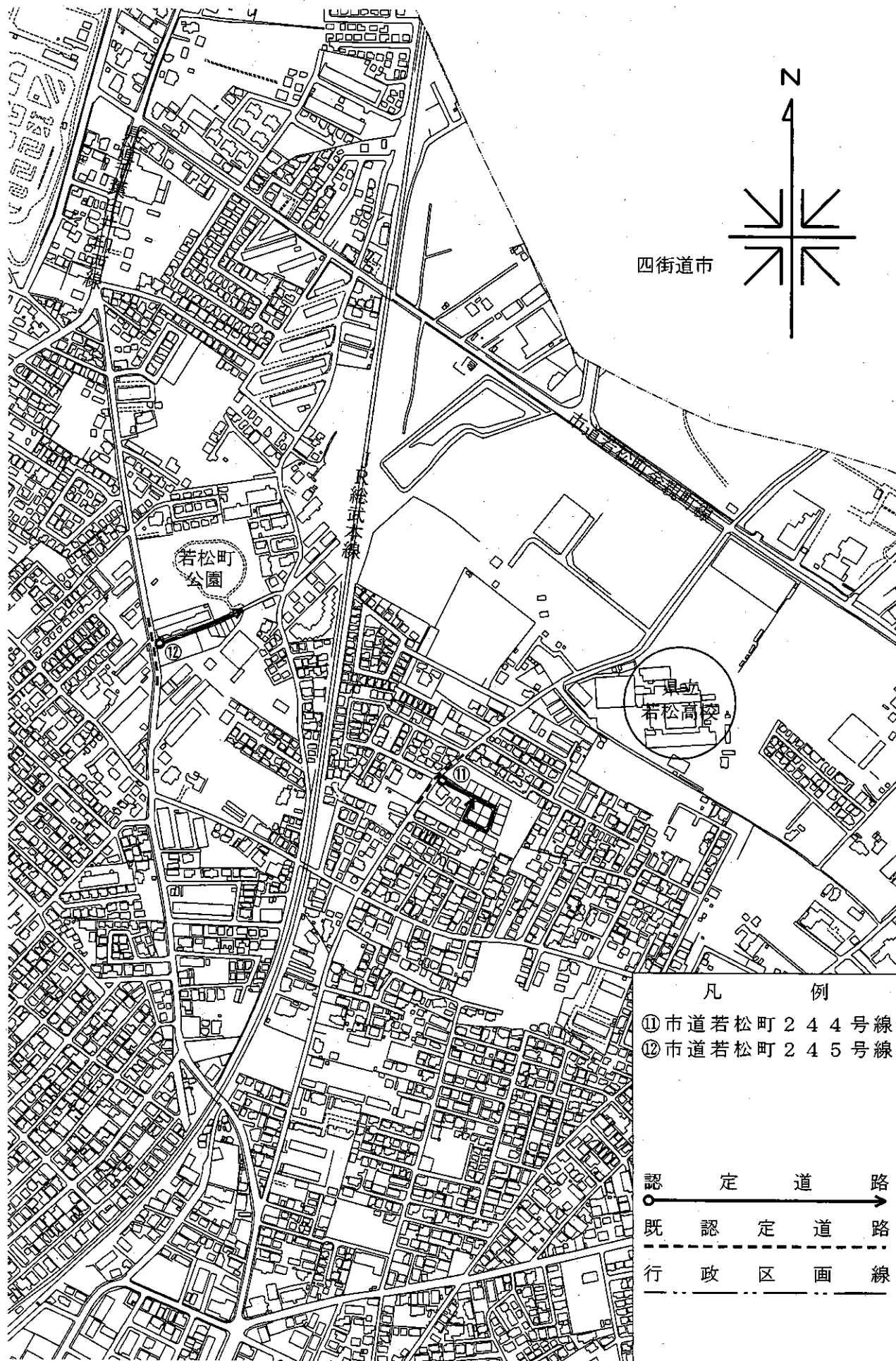
# 整理番号②～⑧ 市道路線認定図2



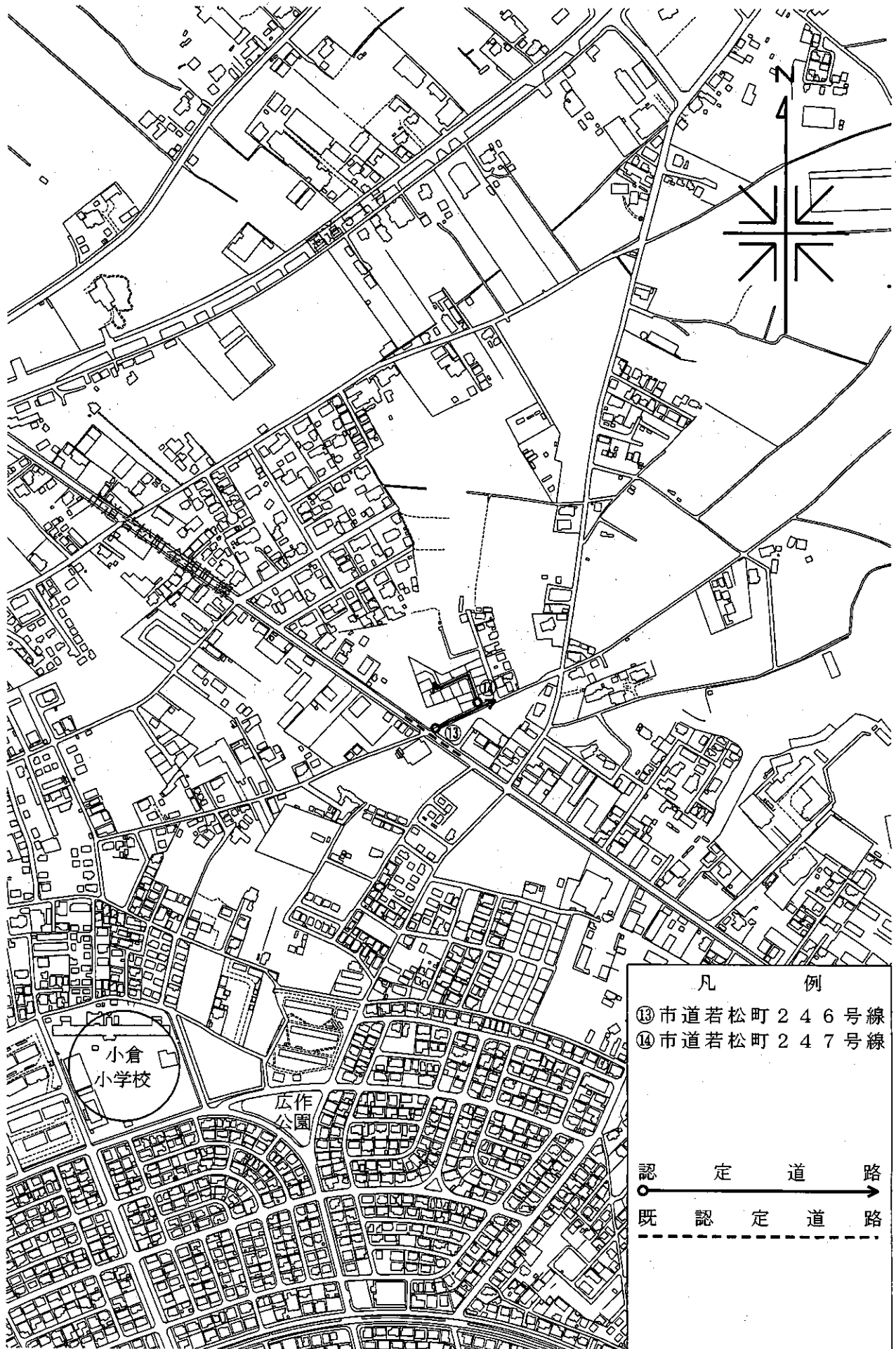
# 整理番号⑨⑩ 市道路線認定図 3



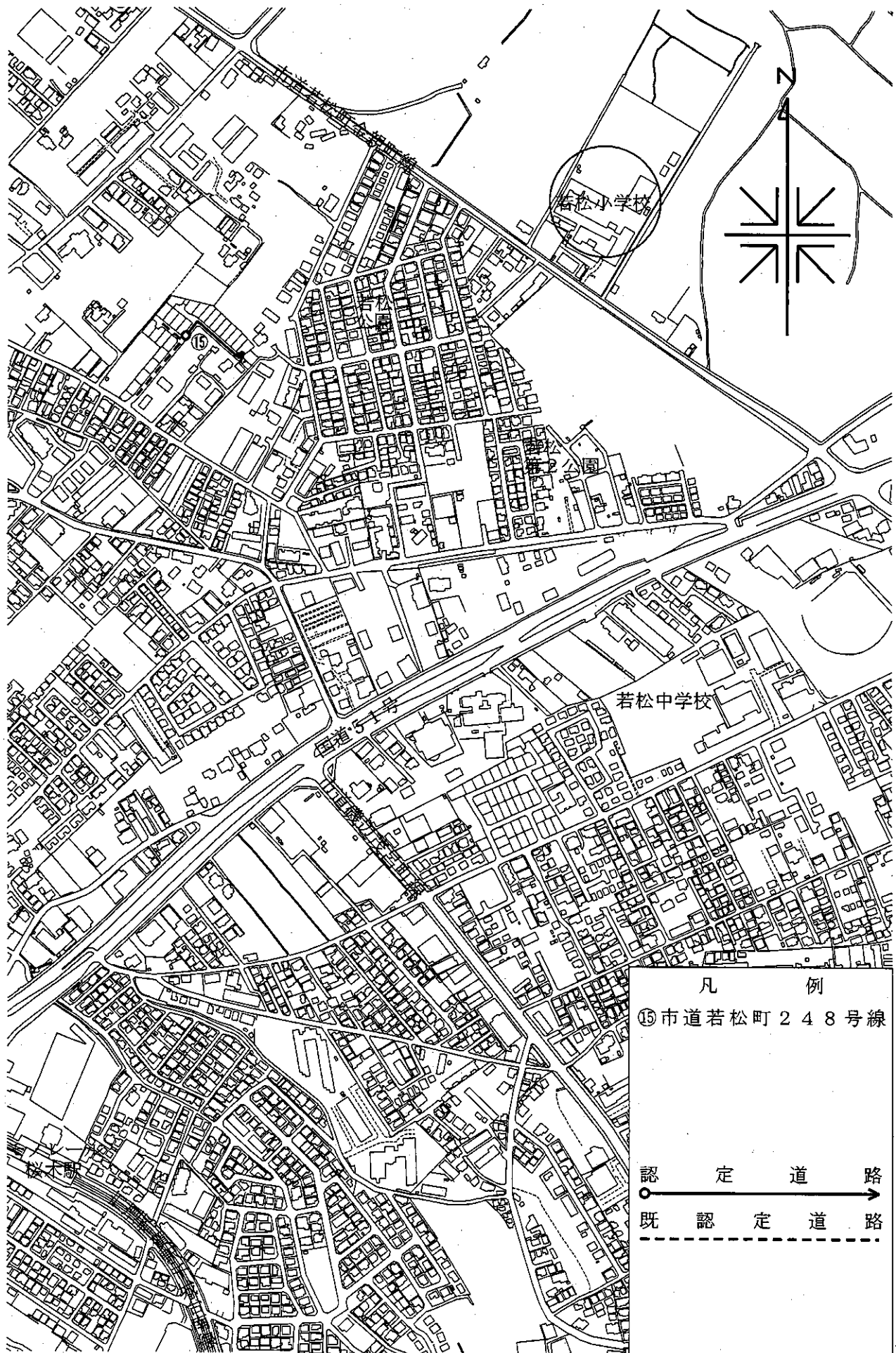
# 整理番号⑪⑫ 市道路線認定図4



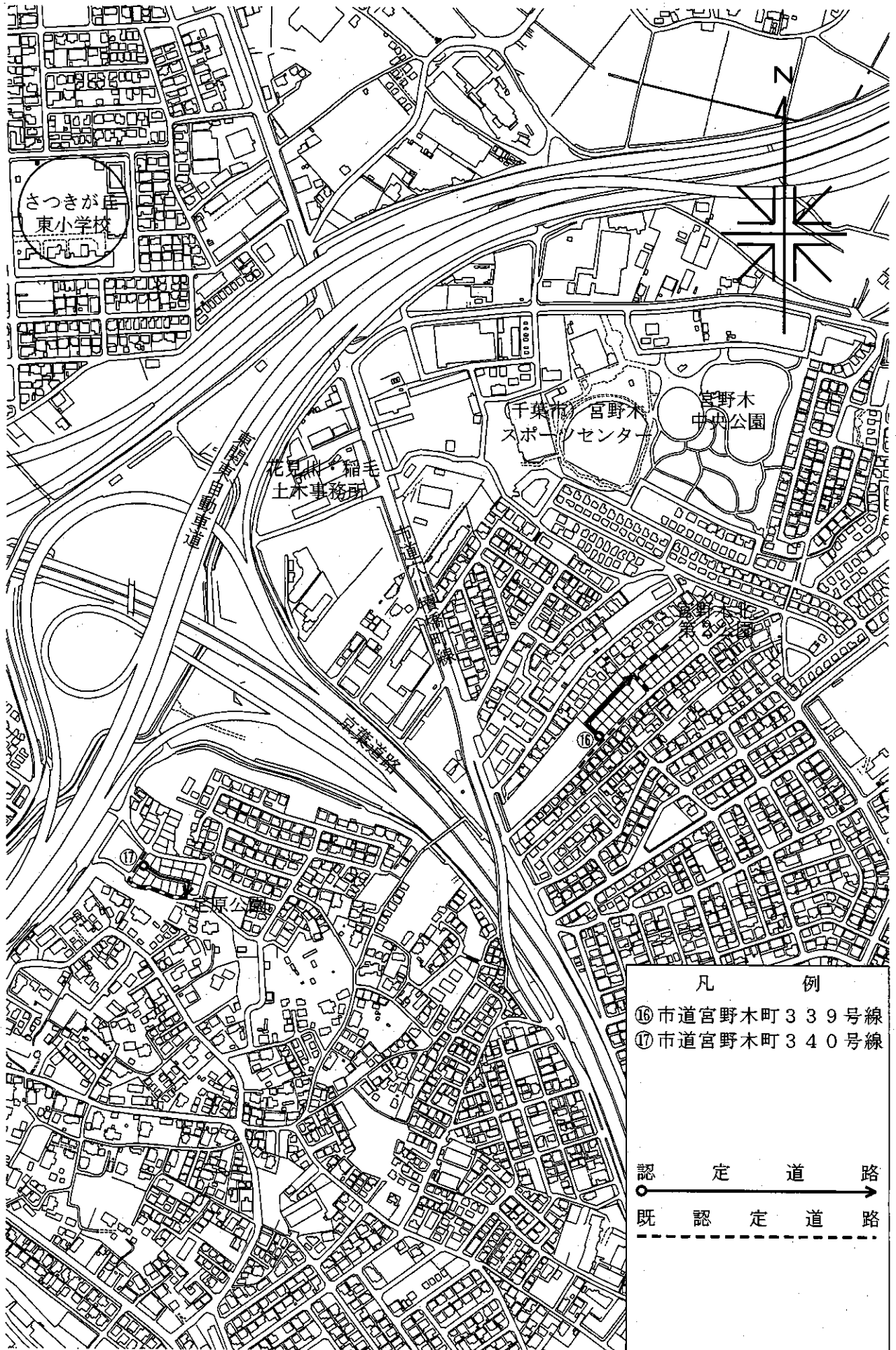
# 整理番号⑬⑭ 市道路線認定図 5



# 整理番号⑮ 市道路線認定図 6



# 整理番号⑬⑭ 市道路線認定図 7



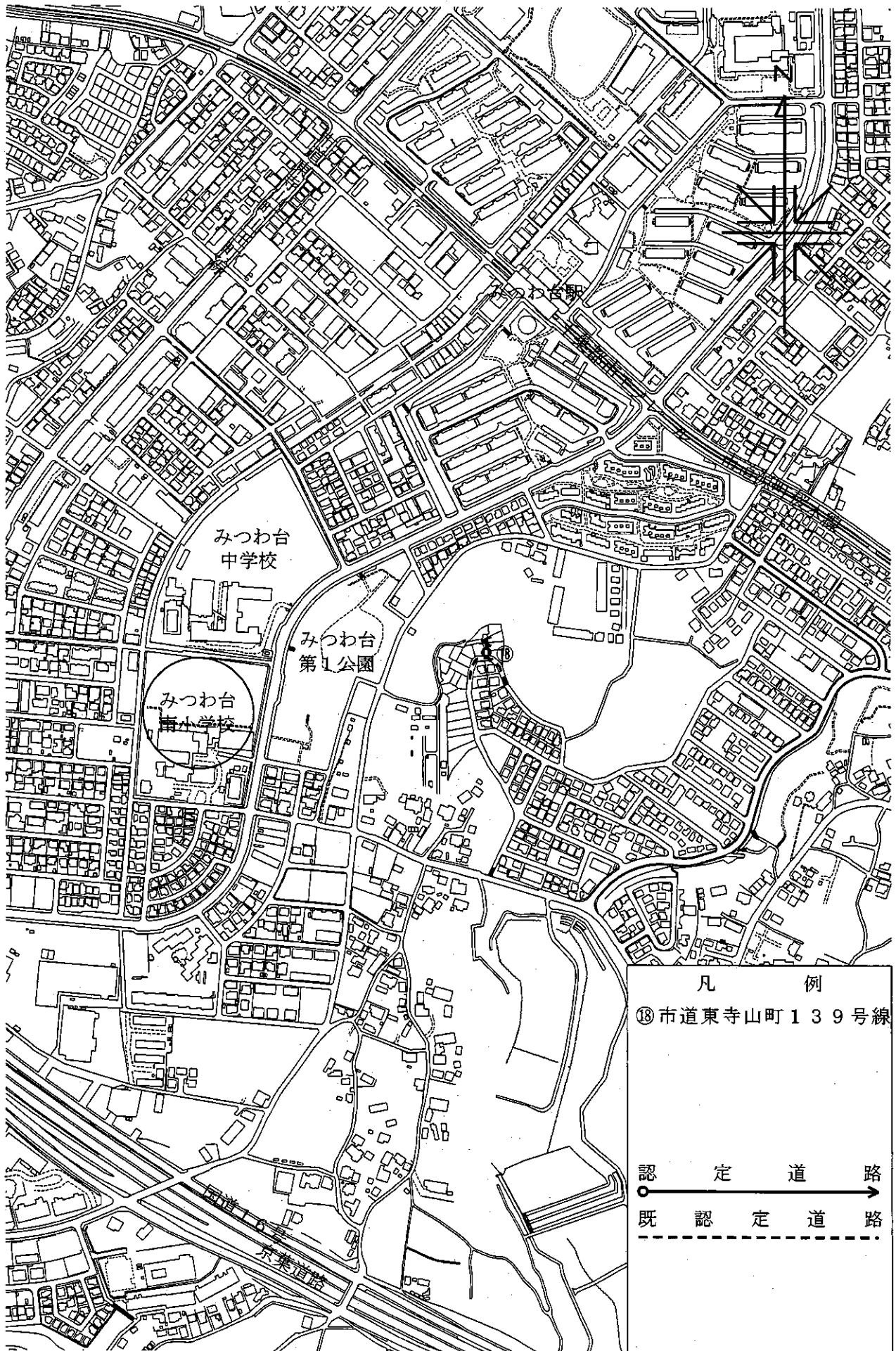
凡 例

⑬ 市道宮野木町 339号線  
 ⑭ 市道宮野木町 340号線

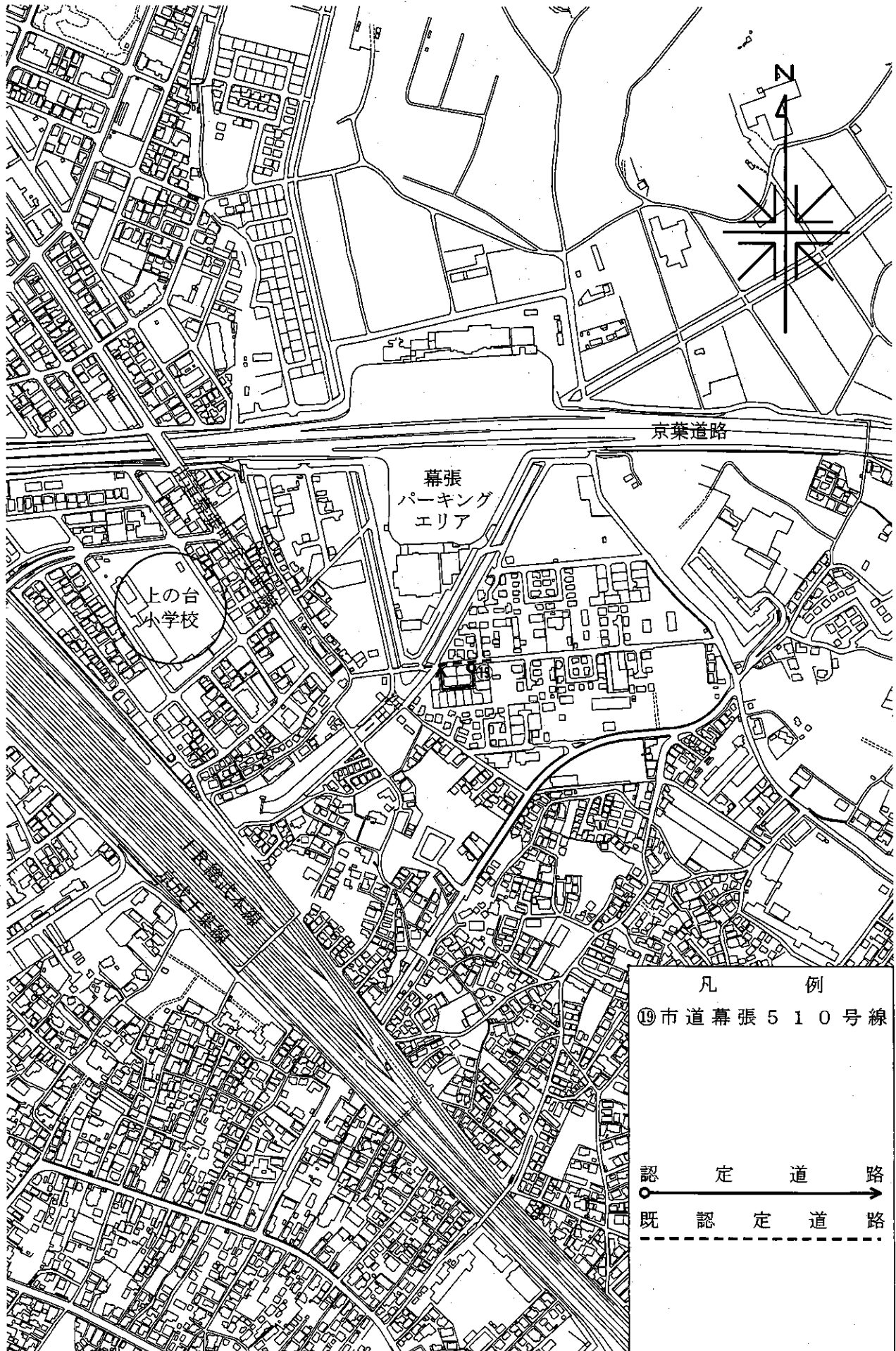
認 定 道 路  
 ○————→

既 認 定 道 路  
 - - - - -

# 整理番号⑱ 市道路線認定図 8

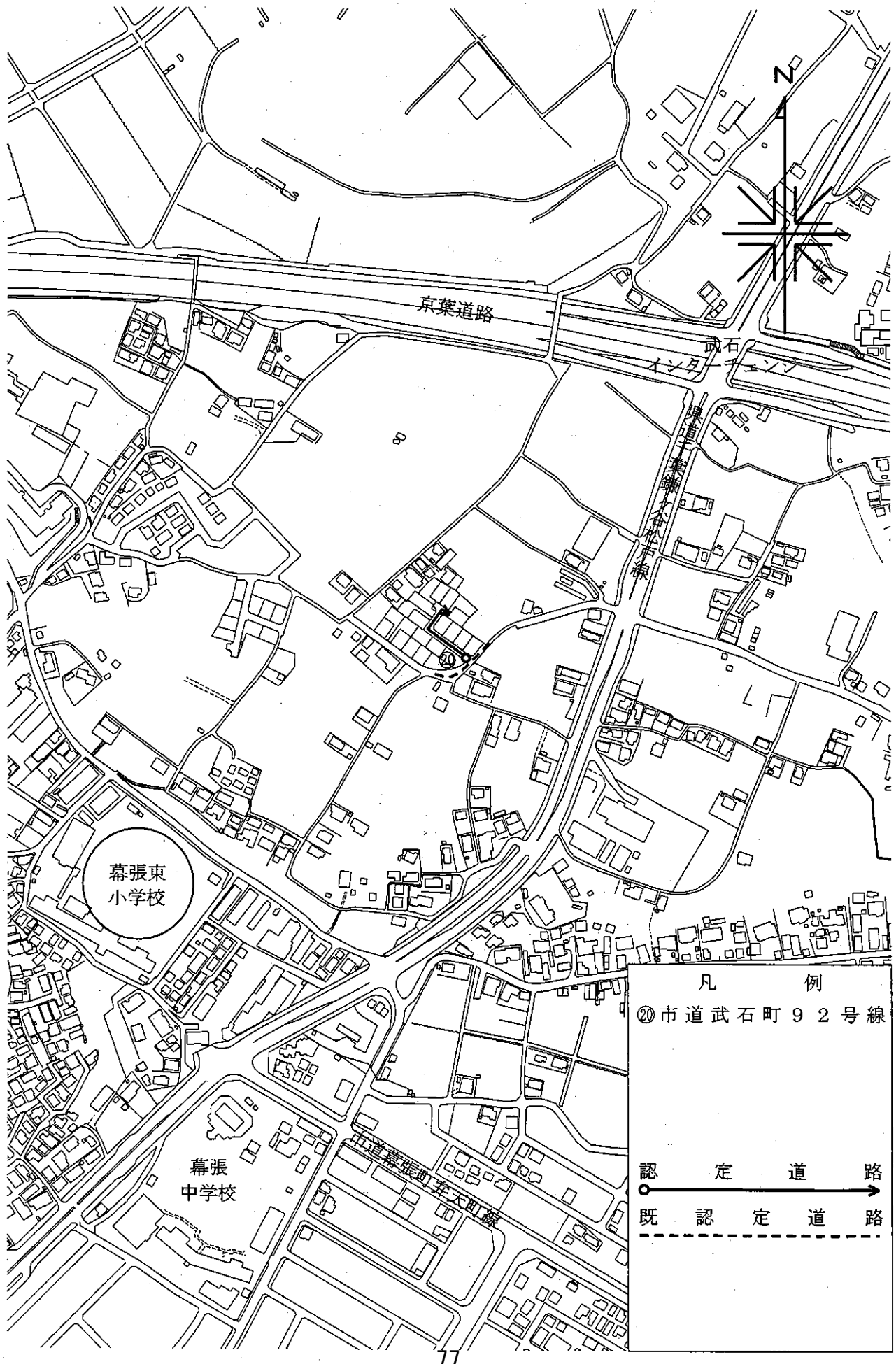


整理番号①9 市道路線認定図9

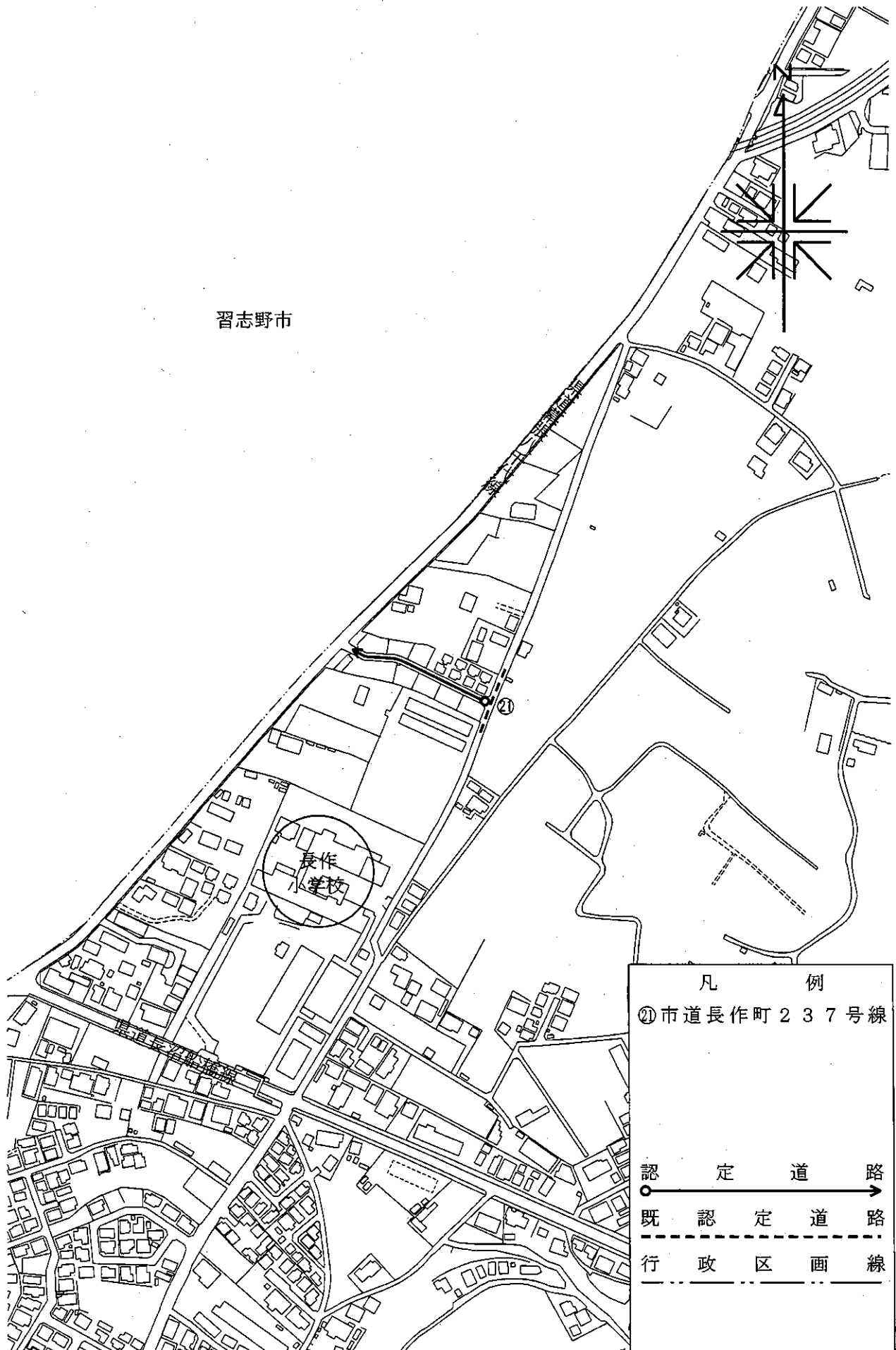




# 整理番号 ⑳ 市道路線認定図 10



# 整理番号 ㉑ 市道路線認定図 11



# 整理番号 ㉒ 市道路線認定図12



八千代市

花見川第一  
小学校

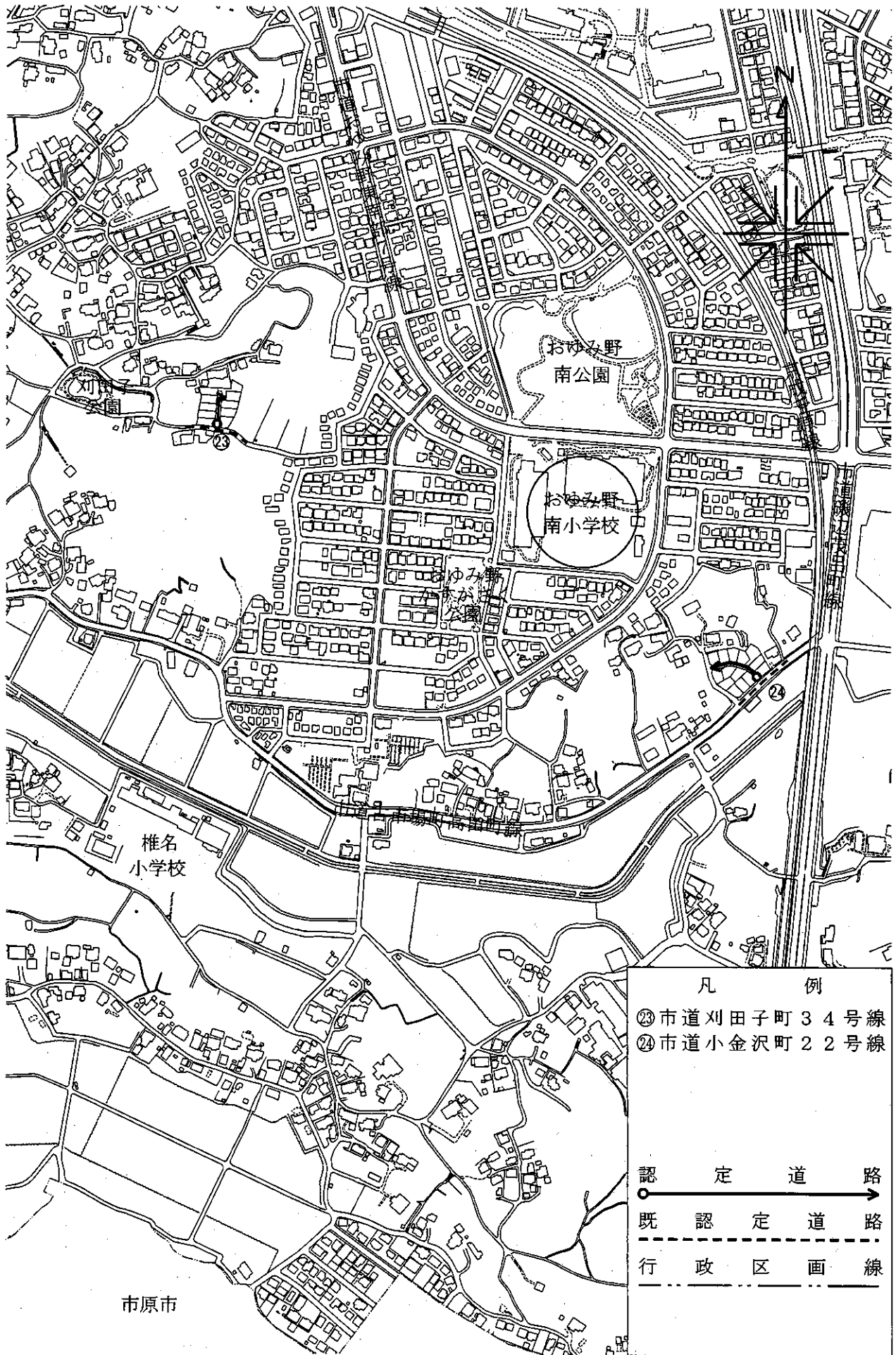
凡 例  
㉒市道作新台65号線

認 定 道 路  
—●—→

既 認 定 道 路  
- - - - -

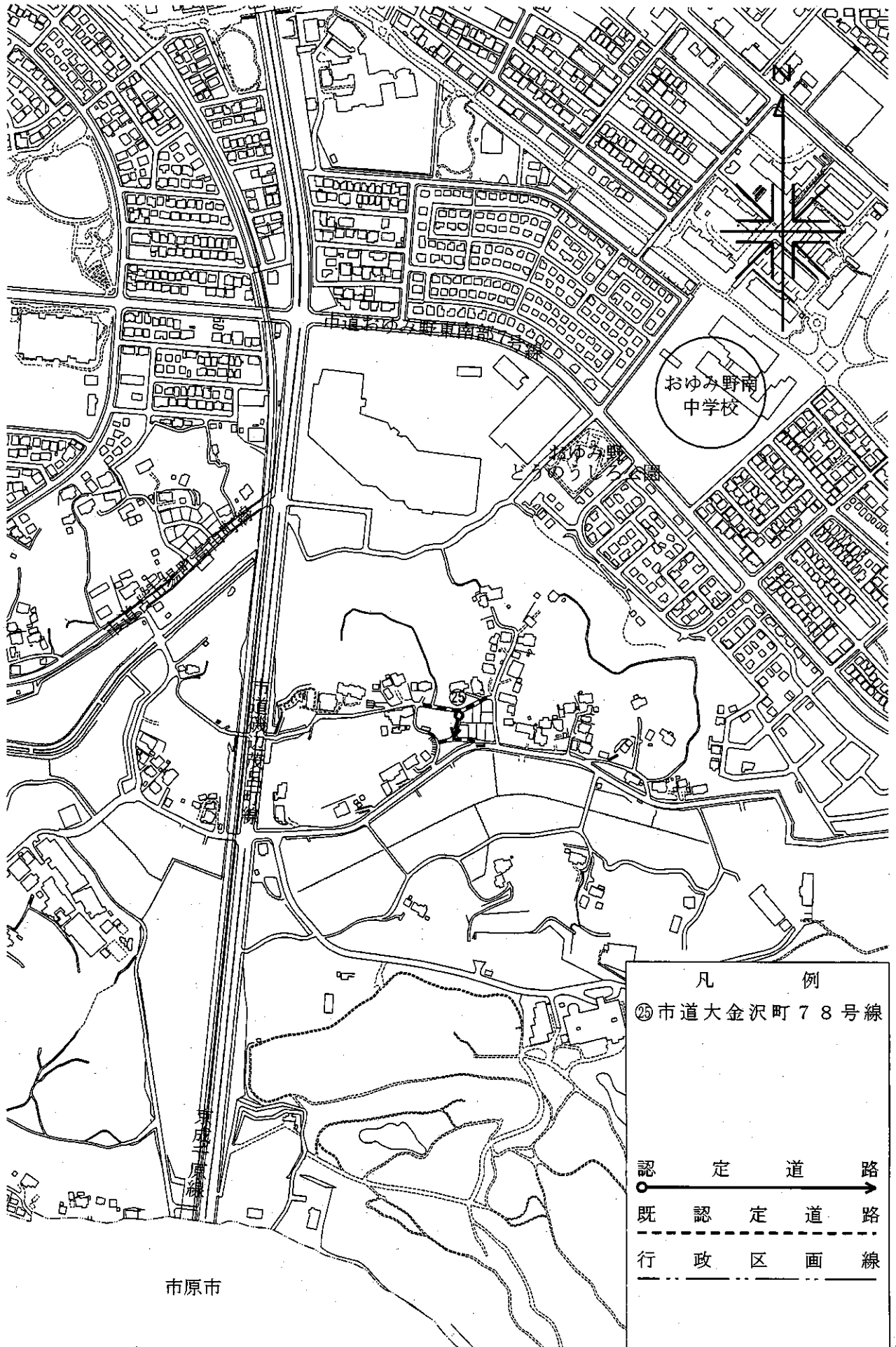
行 政 区 画 線  
- · - · -

# 整理番号⑳㉑ 市道路線認定図13



市原市

整理番号 ㉔ 市道路線認定図 14



凡 例

㉔市道大金沢町78号線

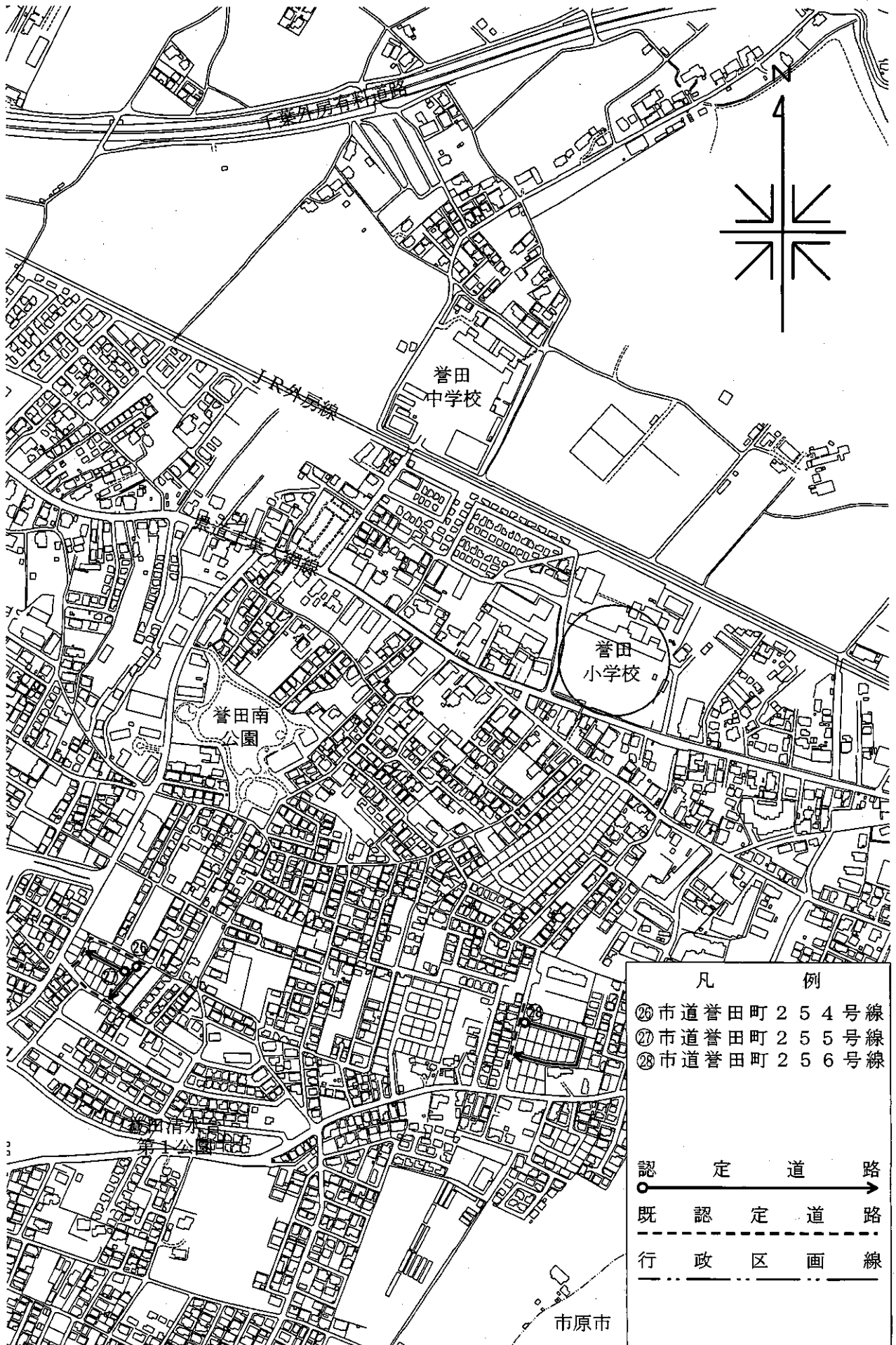
認 定 道 路  
 〇—————→

既 認 定 道 路  
 - - - - -

行 政 区 画 線  
 - · - · - ·

市原市

整理番号 ②⑥ ~ ②⑧ 市道路線認定図 15



凡 例

- ②⑥ 市道菅田町 254 号線
- ②⑦ 市道菅田町 255 号線
- ②⑧ 市道菅田町 256 号線

認 定 道 路  
 ○ —————>

既 認 定 道 路  
 - - - - -

行 政 区 画 線  
 . . . . .

市原市

整理番号 ㉔ ㉕ 市道路線認定図 16



市原市

凡 例

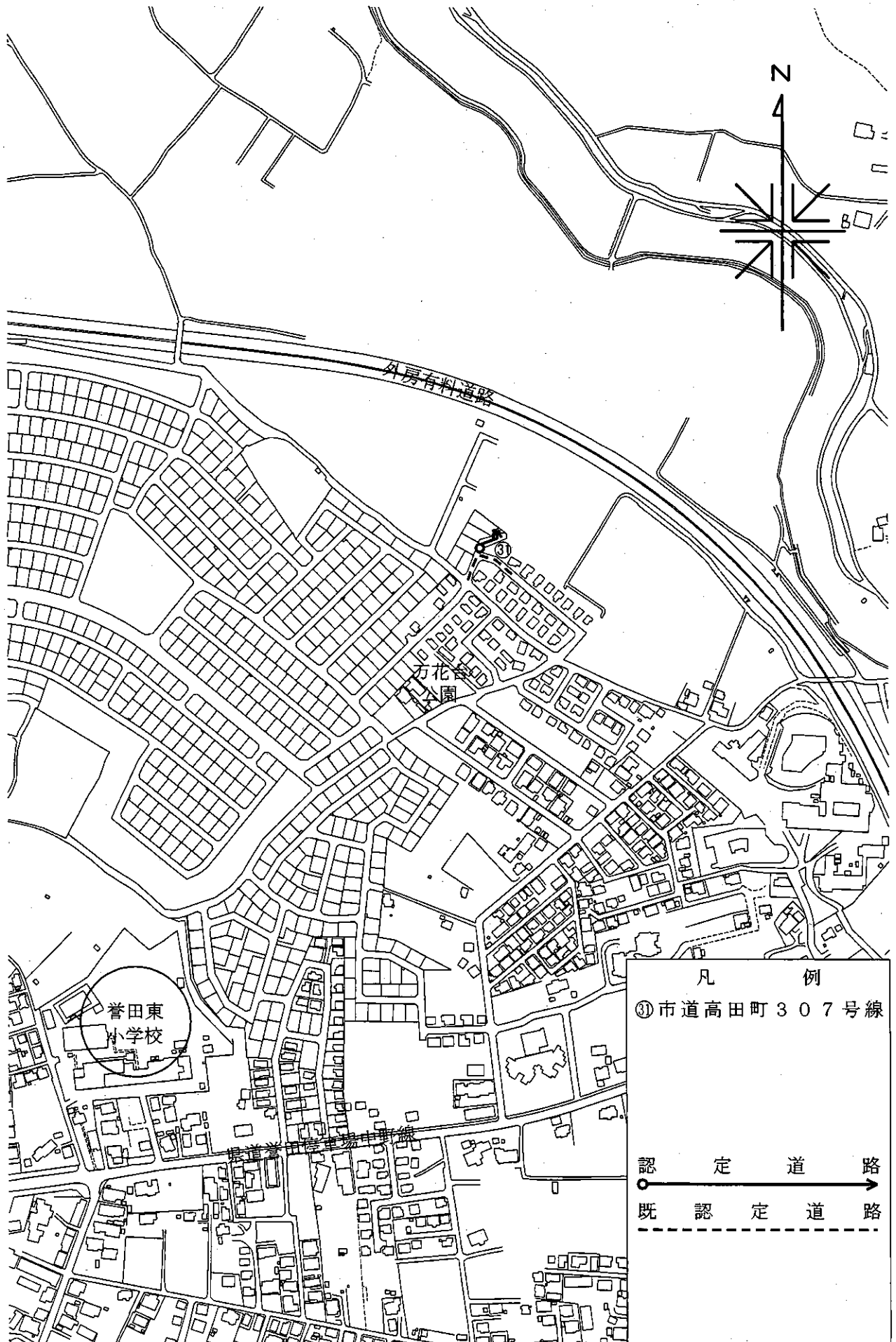
㉔ 市道誉田町 257 号線  
 ㉕ 市道誉田町 258 号線

認 定 道 路  
 〇—————→

既 認 定 道 路  
 - - - - -

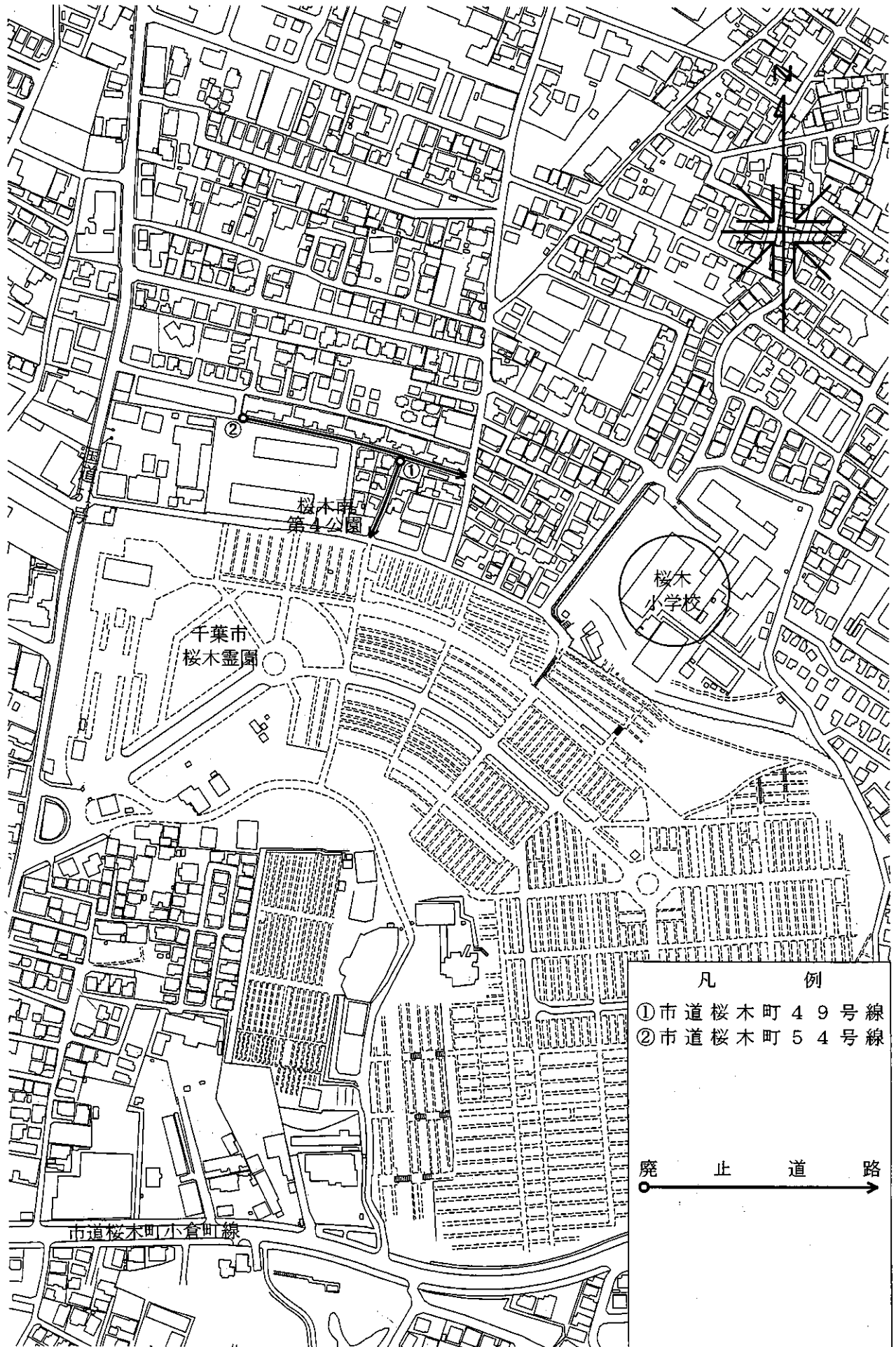
行 政 区 画 線  
 - - - - -

# 整理番号 ③① 市道路線認定図 17





# 整理番号①② 市道路線廃止図1



~~~~~  
議 案 説 明

市道路線の認定及び廃止について、道路法第8条第2項及び第10条第3項の規定に基づき、議決を求めるものであります。

議案第146号

平成30年度千葉市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

平成30年度千葉市下水道事業会計未処分利益剰余金4,000,258,447円のうち1,449,491,353円を減債積立金に積み立て、2,550,767,094円を資本金に組み入れるものとする。

令和元年9月6日提出

千葉市長 熊谷俊人

~~~~~

議案説明

平成30年度千葉市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、議決を求めるものであります。

議案第147号

決算の認定について

平成30年度千葉市一般会計歳入歳出決算について、議会の認定を求める。

令和元年9月6日提出

千葉市長 熊谷俊人

1 平成30年度千葉市一般会計歳入歳出決算(別冊)

~~~~~

議案説明

平成30年度千葉市一般会計の決算について、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、議会の認定を求めるものであります。

議案第148号

決算の認定について

平成30年度千葉市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算について、議会の認定を求める。

令和元年9月6日提出

千葉市長 熊谷俊人

- 1 平成30年度千葉市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算(別冊)

~~~~~

議案説明

平成30年度千葉市国民健康保険事業特別会計の決算について、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、議会の認定を求めるものであります。

議案第149号

決算の認定について

平成30年度千葉市介護保険事業特別会計歳入歳出決算について、議会の認定を求める。

令和元年9月6日提出

千葉市長 熊谷俊人

1 平成30年度千葉市介護保険事業特別会計歳入歳出決算(別冊)

~~~~~

議案説明

平成30年度千葉市介護保険事業特別会計の決算について、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、議会の認定を求めます。

議案第150号

決算の認定について

平成30年度千葉市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算について、議会の認定を求める。

令和元年9月6日提出

千葉市長 熊谷俊人

1 平成30年度千葉市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算(別冊)

~~~~~

議案説明

平成30年度千葉市後期高齢者医療事業特別会計の決算について、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、議会の認定を求めるものであります。

議案第151号

決算の認定について

平成30年度千葉市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計歳入歳出決算について、議会の認定を求める。

令和元年9月6日提出

千葉市長 熊谷俊人

- 1 平成30年度千葉市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計歳入歳出決算(別冊)

~~~~~

議案説明

平成30年度千葉市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計の決算について、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、議会の認定を求めるものであります。

議案第152号

決算の認定について

平成30年度千葉市霊園事業特別会計歳入歳出決算について、議会の認定を求める。

令和元年9月6日提出

千葉市長 熊谷俊人

1 平成30年度千葉市霊園事業特別会計歳入歳出決算(別冊)

~~~~~

議案説明

平成30年度千葉市霊園事業特別会計の決算について、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、議会の認定を求めるものであります。

議案第153号

決算の認定について

平成30年度千葉市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算について、議会の認定を求める。

令和元年9月6日提出

千葉市長 熊谷俊人

- 1 平成30年度千葉市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算(別冊)

~~~~~

議案説明

平成30年度千葉市農業集落排水事業特別会計の決算について、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、議会の認定を求めるものであります。

議案第154号

決算の認定について

平成30年度千葉市競輪事業特別会計歳入歳出決算について、議会の認定を求める。

令和元年9月6日提出

千葉市長 熊谷俊人

1 平成30年度千葉市競輪事業特別会計歳入歳出決算(別冊)

~~~~~

議案説明

平成30年度千葉市競輪事業特別会計の決算について、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、議会の認定を求めるものであります。

議案第155号

決算の認定について

平成30年度千葉市地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算について、議会の認定を求める。

令和元年9月6日提出

千葉市長 熊谷俊人

- 1 平成30年度千葉市地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算(別冊)

~~~~~

議案説明

平成30年度千葉市地方卸売市場事業特別会計の決算について、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、議会の認定を求めるものであります。

議案第156号

決算の認定について

平成30年度千葉市都市計画土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算について、議会の認定を求める。

令和元年9月6日提出

千葉市長 熊谷俊人

- 1 平成30年度千葉市都市計画土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算(別冊)

~~~~~

議案説明

平成30年度千葉市都市計画土地区画整理事業特別会計の決算について、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、議会の認定を求めるものであります。

議案第157号

決算の認定について

平成30年度千葉市市街地再開発事業特別会計歳入歳出決算について、議会の認定を求める。

令和元年9月6日提出

千葉市長 熊谷俊人

- 1 平成30年度千葉市市街地再開発事業特別会計歳入歳出決算(別冊)

~~~~~

議案説明

平成30年度千葉市市街地再開発事業特別会計の決算について、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、議会の認定を求めるものであります。

議案第158号

決算の認定について

平成30年度千葉市動物公園事業特別会計歳入歳出決算について、議会の認定を求める。

令和元年9月6日提出

千葉市長 熊谷俊人

1 平成30年度千葉市動物公園事業特別会計歳入歳出決算(別冊)

~~~~~

議案説明

平成30年度千葉市動物公園事業特別会計の決算について、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、議会の認定を求めます。

議案第159号

決算の認定について

平成30年度千葉市公共用地取得事業特別会計歳入歳出決算について、議会の認定を求める。

令和元年9月6日提出

千葉市長 熊谷俊人

- 1 平成30年度千葉市公共用地取得事業特別会計歳入歳出決算(別冊)

~~~~~

議案説明

平成30年度千葉市公共用地取得事業特別会計の決算について、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、議会の認定を求めるものであります。

議案第160号

決算の認定について

平成30年度千葉市学校給食事業特別会計歳入歳出決算について、議会の認定を求める。

令和元年9月6日提出

千葉市長 熊谷俊人

1 平成30年度千葉市学校給食事業特別会計歳入歳出決算(別冊)

~~~~~

議案説明

平成30年度千葉市学校給食事業特別会計の決算について、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、議会の認定を求めます。

議案第161号

決算の認定について

平成30年度千葉市公債管理特別会計歳入歳出決算について、議会の認定を求める。

令和元年9月6日提出

千葉市長 熊谷俊人

1 平成30年度千葉市公債管理特別会計歳入歳出決算(別冊)

~~~~~

議案説明

平成30年度千葉市公債管理特別会計の決算について、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、議会の認定を求めるものであります。

議案第162号

決算の認定について

平成30年度千葉市病院事業会計決算について、議会の認定を求める。

令和元年9月6日提出

千葉市長 熊谷俊人

1 平成30年度千葉市病院事業会計決算(別冊)

~~~~~

議案説明

平成30年度千葉市病院事業会計の決算について、地方公営企業法第30条第4項の規定に基づき、議会の認定を求めるものであります。

議案第163号

決算の認定について

平成30年度千葉市下水道事業会計決算について、議会の認定を求める。

令和元年9月6日提出

千葉市長 熊谷俊人

1 平成30年度千葉市下水道事業会計決算(別冊)

~~~~~

議案説明

平成30年度千葉市下水道事業会計の決算について、地方公営企業法第30条第4項の規定に基づき、議会の認定を求めるものであります。

議案第164号

決算の認定について

平成30年度千葉市水道事業会計決算について、議会の認定を求める。

令和元年9月6日提出

千葉市長 熊谷俊人

1 平成30年度千葉市水道事業会計決算(別冊)

~~~~~

議案説明

平成30年度千葉市水道事業会計の決算について、地方公営企業法第30条第4項の規定に基づき、議会の認定を求めるものであります。